

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)	
090010	保育室を共用する場合における幼稚園と保育所の施設全体の定員による面積按分の容認	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号; 児発第130号) 「幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例(平成15年5月12日構造改革特別区域推進本部決定)」	共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。 (1)幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計に「児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)」を満たしていること。 (2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第3条第1項の専任規定の特例)の認定を受けていること。 (3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること。 (4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。 (5)当該保育室は合同活動を行う幼稚園及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること。	E		幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例を利用するための一つの条件である「当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること」は共用する保育室をどのように保育所と幼稚園の間で管理するかという観点から設定したものであり、当該保育室で合同活動を行う保育所児と幼稚園児の割合を規定したのではない。 当該保育室で合同活動を行う保育所児と幼稚園児が満たすべき基準は「幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)」を満たしていること」という基準である。 よって、御指摘のような「保育室を共用する場合、幼稚園と保育所それぞれの定員が各保育室内で確直化し、幼と保の園児の割合が変更できない」という事態は生じないと考えられる。	共用する保育室をどのように保育所と幼稚園の間で管理するかは定員数で按分されることとなることから、例えば、保育所児と幼稚園児の割合が共用開始時に想定した割合と大幅に異なってきた場合、定員変更によって財産処分が必要となり、事務的に大きな負担となる。また、保育室が共用されない、3歳児から合同活動を行う場合に、既存施設を使用すると保育室の増築が必要となってしまう。	共用する保育室をどのように保育所と幼稚園の間で管理するかは定員数で按分されることとなることから、例えば、保育所児と幼稚園児の割合が共用開始時に想定した割合と大幅に異なってきた場合、定員変更によって財産処分が必要となり、事務的に大きな負担となる。また、保育室が共用されない、3歳児から合同活動を行う場合に、既存施設を使用すると保育室の増築が必要となってしまう。	共用化する保育室の面積は、共用保育室全体において合同活動を行う保育所児数及び幼稚園児数それぞれの定員により按分管理することとしている。 よって、合同活動を行う各クラスの幼児数が、設定した定員の範囲内において増減しても、共用保育室全体における合同活動を行う保育所児数及び幼稚園児数の定員の範囲内である限りは、財産処分の手続きは必要ない。						2002010	瑞浪市	幼児教育特区	保育室の共用について
090020	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	「児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号」 「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認(平成15年5月12日構造改革特別区域推進本部決定)」	保育所には調理室を設けなければならない。 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認は、原則認めない。	C		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、保育所の調理室については、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の設置を認めることは困難である。	公立保育所について認められる給食の外部搬入方式が、私立保育所については認められない理由を明確化されたい。その際、提案では、私立保育所において給食の外部搬入方式の導入の必要性が高かつ、適切に事業を実施する能力も十分であること、外部搬入容認の可否を答へるべきであり、その説明がない。また、特区による規制の緩和を提案しているのに、特区における実施状況を検証した上で判断すると言う回答は、構造改革特区について具体的に説明されたい。以上の理由等を明確化できない場合は、提案を特区において実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	特区第3次提案で、公立保育所における外部搬入を容認した理由には、公立保育所の経費の軽減と共に、公立保育所と搬入先である学校給食センター等との運営主体が同じである事の優位性を強調し、私立保育所における選択の困難さを主張していたと認識している。従って、不安視していた事項の改善の程度により、外部搬入容認の可否を答へるべきであり、その説明がない。また、特区による規制の緩和を提案しているのに、特区における実施状況を検証した上で判断すると言う回答は、構造改革特区制度の主旨に合わないと思う。民間でできるものは民間で、民間の活力を活用しようとする、構造改革に逆行することにならないか。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の設置を認めることは困難である。	提案では、私立保育所において給食の外部搬入方式の導入の必要性が高かつ、適切に事業を実施する能力も十分であること、外部搬入容認の可否を答へるべきであり、その説明がない。また、特区における実施状況を検証した上で判断すると言う回答は、構造改革特区制度の主旨に合わないと思う。民間でできるものは民間で、民間の活力を活用しようとする、構造改革に逆行することにならないか。	提案では、私立保育所において給食の外部搬入方式の導入の必要性が高かつ、適切に事業を実施する能力も十分であること、外部搬入容認の可否を答へるべきであり、その説明がない。また、特区における実施状況を検証した上で判断すると言う回答は、構造改革特区制度の主旨に合わないと思う。民間でできるものは民間で、民間の活力を活用しようとする、構造改革に逆行することにならないか。			1003010	稚内市	過疎地域における保育所と幼稚園との「幼保一元化」特区。	私立保育所における調理業務の外部搬入の容認	
090030	保育所の調理室の必要規制の撤廃	「児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号」	保育所には調理室を設けなければならない。	C		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	3歳以上児のみを対象として保育所児と幼稚園児の合同活動を行う幼保共用施設において、同年齢の幼稚園児が学校給食センターからの搬入により給食を食べている場合については、保育所児も同じ給食を食べることにより、調理室の必要規制を撤廃できないか、検討し回答されたい。仮に認められない場合は、同年齢の幼稚園児が食べている給食を保育所児が食べることについて、具体的にどのような問題が生じるか、明確化されたい。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。					1003020	稚内市	過疎地域における保育所と幼稚園との「幼保一元化」特区。	保育所の調理施設設置要件の緩和	
090030	保育所の調理室の必要規制の撤廃	「児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号」	保育所には調理室を設けなければならない。	C		保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	3歳以上児のみを対象として保育所児と幼稚園児の合同活動を行う幼保共用施設において、同年齢の幼稚園児が学校給食センターからの搬入により給食を食べている場合については、保育所児も同じ給食を食べることにより、調理室の必要規制を撤廃できないか、検討し回答されたい。仮に認められない場合は、同年齢の幼稚園児が食べている給食を保育所児が食べることについて、具体的にどのような問題が生じるか、明確化されたい。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。					5076001	愛知県津島市		保育園調理室の必要規制の撤廃	
090040	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	「児童福祉施設最低基準第32条第1号」	乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものである。この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながりたくないと考えられます。また、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしてもはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所に係る児童福祉施設最低基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものである。この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 認可外保育施設については、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所へ移行を推進するため、認可保育所の設置主体制の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業を行っているところである。 利用者のニーズに応える多様な保育サービスの提供については、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育、低年齢児の受入れの拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業等についてその実施の推進に努めている。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。			3061010	株式会社東京リーガルマインド	チャイルド・ナイト・ケア(宿泊保育)事業特区	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		
090040	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	「児童福祉施設最低基準第32条第1号」	乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものである。この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながりたくないと考えられます。また、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしてもはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所に係る児童福祉施設最低基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものである。この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 認可外保育施設については、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所へ移行を推進するため、認可保育所の設置主体制の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業を行っているところである。 利用者のニーズに応える多様な保育サービスの提供については、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育、低年齢児の受入れの拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業等についてその実施の推進に努めている。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。	保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要。 このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成を図る観点から、保育所の調理室の必要規制を撤廃することは困難である。			5150028	株式会社東京リーガルマインド		児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090070	地方公共団体による独自の保育所認可基準の設定の容認	児童福祉法	保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設である。	D-1		児童福祉施設である保育所については、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るため、面積基準や職員配置基準を定めた児童福祉施設最低基準等を満たすことが必要である。 認可外保育施設については、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所へ移行を推進するため、認可保育所の設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置や平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所へ移行するための支援事業を行っているところである。	地域再生推進の観点から、国から地方公共団体への権限委譲が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。			児童福祉施設である保育所については、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るため、面積基準や職員配置基準を定めた児童福祉施設最低基準等を満たすことが必要であり、国としては、その基準を満たした保育所に対して運営費を補助している。 認可外保育施設については、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所へ移行を推進するため、認可保育所の設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置や平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所へ移行するための支援事業を行っているところである。					5145001	東京都		認証保育所の制度化	
090080	放課後児童健全育成事業の年齢制限の緩和	児童福祉法第6条の2第12項	放課後児童健全育成事業の対象児童については「おおむね10歳未満」とされており、提案にあるような年齢制限要件として規定しているわけではない。	E	-	放課後児童健全育成事業の対象は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものであり、対象年齢は限定されておらず、10歳以上の児童であっても放課後児童健全育成事業の対象とすることは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D-1	-	弊社の提案の趣旨は放課後児童健全育成事業によるサービスを小学校就学前の児童にも受けられるように規制改革することです。弊社は、保育所、幼稚園、放課後児童健全育成事業の各児童保育施設の機能を備えた「こども園」の設立を考えております。当園では、年齢に関係なく保護者の要望に応え、柔軟な保育サービスを提供する予定です。それにも関わらず、貴省が放課後児童健全育成事業は就学後の児童を対象とするという立場に固執するのであれば、その明確な根拠を示すようお願いいたします。					3059090	株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	放課後児童健全育成事業の年齢制限を緩和
090080	放課後児童健全育成事業の年齢制限の緩和	児童福祉法第6条の2第12項	放課後児童健全育成事業の対象児童については「おおむね10歳未満」とされており、提案にあるような年齢制限要件として規定しているわけではない。	E	-	放課後児童健全育成事業の対象は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものであり、対象年齢は限定されておらず、10歳以上の児童であっても放課後児童健全育成事業の対象とすることは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D-1	-	弊社の提案の趣旨は放課後児童健全育成事業によるサービスを小学校就学前の児童にも受けられるように規制改革することです。弊社は、保育所、幼稚園、放課後児童健全育成事業の各児童保育施設の機能を備えた「こども園」の設立を考えております。当園では、年齢に関係なく保護者の要望に応え、柔軟な保育サービスを提供する予定です。それにも関わらず、貴省が放課後児童健全育成事業は就学後の児童を対象とするという立場に固執するのであれば、その明確な根拠を示すようお願いいたします。					5150049	株式会社東京リーガルマインド		放課後児童健全育成事業の年齢制限を緩和
090090	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	・少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) ・新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めている。	D-1		御提案の「夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長を図る政策」については、現在、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めているところである。										3004060	多摩市を考へつくる市民の会 開発事務局、A 学校法人	総合子育て学園と学校構造改革	総合子育て学園の預かり保育時間の規制緩和
090090	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	・少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) ・新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めている。	D-1		御提案の「夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長を図る政策」については、現在、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めているところである。										5085008	オリックス株式会社		保育所に関する制度改正(保育時間の延長)
090090	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	・少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) ・新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めている。	D-1		御提案の「夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長を図る政策」については、現在、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めているところである。										5086008	社団法人リース事業協会		保育所に関する制度改正(保育時間の延長)
090100	保育料徴収事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条	保育料は公金であり、公金の収納については、地方自治法に基づき、原則これを私人に行わせることができないこととなっている	B		次期通常国会提出予定の児童福祉法改正において、保育料の収納事務を私人に委託できる旨の規定を設ける予定である。										3025010	個人、個人、個人	保育料徴収率向上に係る特区	私立保育園職員による私人の公金取り扱いの制限緩和
090100	保育料徴収事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条	保育料は公金であり、公金の収納については、地方自治法に基づき、原則これを私人に行わせることができないこととなっている	B		次期通常国会提出予定の児童福祉法改正において、保育料の収納事務を私人に委託できる旨の規定を設ける予定である。										5121001	埼玉県戸田市		保育料収納事務の私人委託

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、見直し	「措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類、見直し	「措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090110	NPO法人等による商店街の空き店舗等における一時保育事業の実施の容認	・特別保育事業の実施について(平成12年3月29日 児発第147号)・特別保育事業の実施の取扱いについて(平成12年3月29日 児保第9号)	一時保育事業の実施場所については、保育所内に事業を実施するための専用の部屋を確保できない場合は、児童館等の公共的施設の空き部屋等を利用して実施しても差し支えない。	D-1		一時保育事業については、保育所内に事業を実施するための専用の部屋を確保できない場合、建築基準法の規定における建物の耐火性能、階段、構造、内装等に係る児童福祉施設最低基準第32条第9号の基準を共に満たしている児童館等の公共的施設の空き部屋等を利用して、実施しても差し支えないこととされている。よって、認可保育所を運営するNPO法人等が公共的施設の空き部屋等を利用して一時保育を実施することは、現行可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	一時保育事業は、需要が増大しており、現状の保育所で提供しているサービス量では対応できない。また、施設及び人的な面から保育所や児童館等の公共的施設の空き部屋での新たな事業実施は困難な状況にある。そこで、認可保育所を運営していないNPO法人等が商店街の空き店舗等を活用し一時保育の実施を可能とし、その拡大を図るものである。							1049010	町田市	一時保育推進特区	一時保育促進事業実施要綱の実施場所の規制緩和	
090121	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(学校法人)	児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設整備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		幼稚園を設置している学校法人が保育所を建設する場合について、施設整備費の補助対象とすることは、新たな補助制度の創設を求めるものである。現行制度においても、幼稚園設置者が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。	地域再生推進の観点から、施策の利便性の向上のうち補助金等の対象等に係る要件の改善が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。		C						1142010	山田市	幼稚園と保育所の施設の共用化による待機児童対策特区	幼稚園に保育所を設置する場合の施設整備費補助対象者の緩和	
090122	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(株式会社等)	憲法第89条 児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設整備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。	株式会社立の認可保育所に対して、運営費を交付しているにも関わらず、施設整備費については、公の支配に属さないために交付することができない理由を明確化された。また、株式会社等に新たな法規制をかけることによって、公の支配に属することが担保されれば、憲法第89条に抵触することはないが、そのような前提の下で、株式会社等を施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。併せて、左の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚労省からの回答は、憲法89条に抵触するもので株式会社は施設整備費の補助対象とできない。PF方式を用いれば現行制度でも対応可能ということである。しかし、については、保育所運営費は国からの補助金でありながら株式会社立の認可保育所も交付対象に含まれていることから、児童福祉法上の認可保育所と株式会社立の認可保育所は、施設整備費・職員配置基準等何ら変わらないにも関わらず、株式会社立の認可保育所に対しては施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	児童福祉法第56条の2第1号に株式会社等を追加すれば、都道府県知事等による予算変更指示権及び職員解職指示権が、当該株式会社等にも及ぶことになるため、公の支配に属することになり、施設整備費の補助対象とすることができない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。				3094010	株式会社ボビーズコーポレーション	保育所設置促進特区	株式会社・NPO・学校法人等が認可保育所を新設・修繕・改修・拡張・整備する際の施設整備費補助の容認	
090122	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(株式会社等)	憲法第89条 児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設整備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。	株式会社立の認可保育所に対して、運営費を交付しているにも関わらず、施設整備費については、公の支配に属さないために交付することができない理由を明確化された。また、株式会社等に新たな法規制をかけることによって、公の支配に属することが担保されれば、憲法第89条に抵触することはないが、そのような前提の下で、株式会社等を施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	児童福祉法第56条の2第1号に株式会社等を追加すれば、都道府県知事等による予算変更指示権及び職員解職指示権が、当該株式会社等にも及ぶことになるため、公の支配に属することになり、施設整備費の補助対象とすることができない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。				3122010	株式会社 女たちの会社ポレボ	保育事業における社会福祉法人と民間企業の助成策差別の廃除	保育事業における社会福祉法人と民間企業の助成策差別の廃除		
090122	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(株式会社等)	憲法第89条 児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設整備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。	株式会社立の認可保育所に対して、運営費を交付しているにも関わらず、施設整備費については、公の支配に属さないために交付することができない理由を明確化された。また、株式会社等に新たな法規制をかけることによって、公の支配に属することが担保されれば、憲法第89条に抵触することはないが、そのような前提の下で、株式会社等を施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	児童福祉法第56条の2第1号に株式会社等を追加すれば、都道府県知事等による予算変更指示権及び職員解職指示権が、当該株式会社等にも及ぶことになるため、公の支配に属することになり、施設整備費の補助対象とすることができない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。				5145002	東京都		認可保育所制度の改革		
090122	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大(株式会社等)	憲法第89条 児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設整備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。	株式会社立の認可保育所に対して、運営費を交付しているにも関わらず、施設整備費については、公の支配に属さないために交付することができない理由を明確化された。また、株式会社等に新たな法規制をかけることによって、公の支配に属することが担保されれば、憲法第89条に抵触することはないが、そのような前提の下で、株式会社等を施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	児童福祉法第56条の2第1号に株式会社等を追加すれば、都道府県知事等による予算変更指示権及び職員解職指示権が、当該株式会社等にも及ぶことになるため、公の支配に属することになり、施設整備費の補助対象とすることができない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。	公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。また、最終的に利益として株主に配分される民間企業に税を財源とする公金を施設整備費として支出することについては、適当ではないと考える。現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものと考えられる。なお、保育所運営費については、保育サービスの提供の対価として、委託費の位置づけで支出されるものであり、憲法第89条の公金の支出には該当しない。				3122020	株式会社 女たちの会社ポレボ	保育事業における社会福祉法人と民間企業の助成策差別の廃除	保育事業における社会福祉法人と民間企業の助成策差別の廃除		
090130	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合における市有地の提供の容認	・「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日 児発第295号)・「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日 児発第295号)	社会福祉法人以外の者は、地方公共団体から土地を貸与して保育所を設置することができる。	D-1		以下のとおり現行制度において対応可能である。 ・「保育所の設置認可に際しての審査基準等を定めた「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日 児発第295号)において、社会福祉法人以外の者が保育所の設置認可を交付しようとする場合、当該法人は「保育所を運営するために必要な経済的基礎があること」とされている。 ・「保育所を運営するために必要な経済的基礎があること」とは、具体的には、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて、「平成12年3月30日 児発第295号」において、「保育所の設置を行うために必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は慈善若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること」とされており、地方公共団体から土地の貸与を受けて保育所を設置することは現行制度上可能である。													

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)		
090140	幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施	児童福祉法第50条第6号の2、第51条第4号、第52条	保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している。	D-2		保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の「幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施」は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の「幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施」は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				1097060	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	三位一体改革を視野に入れた幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の措置
090140	幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施	児童福祉法第50条第6号の2、第51条第4号、第52条	保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している。	D-2		保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の「幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施」は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の「幼保一元化施設における「保育に欠ける児童への保育所並みの補助の実施」は実現できると考える。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				5146006	東京都千代田区		三位一体改革を視野に入れた幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の措置
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			厚生労働省の回答は第1・2・3次提案時と同様、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分されていること自体を問題としているのである。「保育に欠ける」要件だけでは、複雑多様化する現代社会において、真に保育を必要としているものを捉えられない。ゆえに、厚生労働省も、保育所における「子育て短期支援事業」「乳幼児健康支援事業」「一時保育事業」「特定保育事業」の充実を求めているのだからと考える。				1097070	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件の緩和
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				5146007	東京都千代田区		「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件の緩和
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				1011010	山北町	過疎地域の保育園における「幼保一元化施設」	保育に欠ける入所要件の緩和
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			提案は、保育所を保育に不安を抱いたり、育児に対するストレスを感じているなど多様化している親の保育ニーズに対応できる子育て支援施設とするのが、親が子どもを産み育てやすい環境をつくるきっかけになり、少子化対策につながるかと想定される。しかし、回答は、現行の保育所制度のなかでの対応策であり、「一時保育、特定保育事業」は短期の保育であり、「私的契約児」は保育料の負担が高額になる。また、「地方単独施策」では、初発的困難である。したがって、実際には現行制度での対応が困難であるので、保育所入所要件の根本的な緩和を検討していただきたい。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされている総合施設が、今回提案した内容での施設になるか不透明である。また、提案した施設を想定しているのであれば、平成18年度からの実施予定を前向きに、特区制度として(ことが親にとっての子育て支援になり、少子化対策となるのではないかと考えられる。				1042010	山梨市	山梨市すくすく子育て特区	保育所入所要件の緩和
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受け入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				3059060	株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	児童福祉法第二十四条の「保育に欠ける」要件の一部除外

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									5150046	株式会社東京リーガルマインド		児童福祉法第二十四条の「保育に欠ける」要件の一部除外	
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									3059070	株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	児童福祉法第三十九条の「保育に欠ける」要件の一部除外	
090150	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									5150047	株式会社東京リーガルマインド		児童福祉法第三十九条の「保育に欠ける」要件の一部除外	
090160	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									3059010	株式会社東京リーガルマインド	保育クラスター特区	保育園児と幼稚園児の資格統合	
090160	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									5150037	株式会社東京リーガルマインド		保育園児と幼稚園児の資格統合	
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえでのものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が進められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は21世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。						1097010	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の創設		
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえでのものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が進められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は21世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。						5146001	東京都千代田区		幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の創設		
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									1080010	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	幼稚園と保育所制度の一元化	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。										3004040	多摩市を考へる市民の会 開発事務局、A 学校法人	総合子育て学園と学校 構造改革	教育と保育の二つの機能を兼ね備える総合子育て学園	
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。										3004050	多摩市を考へる市民の会 開発事務局、A 学校法人	総合子育て学園と学校 構造改革	幼小一貫保育教育と学校構造改革	
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。										5085008	オリックス株式会社		保育所に関する制度改正（保育所と幼稚園の一元化）	
090170	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。										5086008	社団法人リー ス事業協会		保育所に関する制度改正（保育所と幼稚園の一元化）	
090180	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合	保育所保育指針について(平成11年10月29日児発第799号) 幼稚園教育要領(平成10年12月14日文部省告示第174号)	保育所の保育内容については、保育所保育指針に定められている。	D-1	保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行している。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行しており、現行、地方公共団体において、保育所保育指針と幼稚園教育要領を統合した独自の指針を策定することは可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行っているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。					1097020	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	
090180	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合	保育所保育指針について(平成11年10月29日児発第799号) 幼稚園教育要領(平成10年12月14日文部省告示第174号)	保育所の保育内容については、保育所保育指針に定められている。	D-1	保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行している。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行しており、現行、地方公共団体において、保育所保育指針と幼稚園教育要領を統合した独自の指針を策定することは可能である。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行っているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。					5146002	東京都千代田区		「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	
090180	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合	保育所保育指針について(平成11年10月29日児発第799号) 幼稚園教育要領(平成10年12月14日文部省告示第174号)	保育所の保育内容については、保育所保育指針に定められている。	D-1	保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行している。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。										1011020	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園の機能を取り入れた幼保一元化特区」。	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	
090190	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第32条	保育所の施設の最低基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	C、D-2	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			D-2	保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行っているところである。具体的には、特区における保育所と幼稚園の保育室の共用化の措置の実施状況等も踏まえ、平成16年度中に総合施設の在り方について基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度からの本格実施を目指す、こととしている。					1097050	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一と柔軟化	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090190	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第32条	保育所の施設の最低基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態だけでなく「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、施設基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国一律に定めるべきものではないと考える(現行の保育所制度における全国統一の園種基準などは都市部の実情とまったく適合していない)。ゆえに、東京都や横浜市などは独自の基準を用いた保育所制度を構築している。、	D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。				5146005	東京都千代田区		「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一と柔軟化	
090190	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第32条	保育所の施設の最低基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。								1011030	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園の機能を取り入れた幼保一元化特区」	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	
090200	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第33条	保育所においては3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名をおくこととなっている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の特組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国一律に定めるべきものではないと考える。	D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。			1097040	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一と柔軟化		
090200	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第33条	保育所においては3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名をおくこととなっている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の特組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国一律に定めるべきものではないと考える。	D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。			5146004	東京都千代田区		幼稚園教諭・保育士配置基準の統一と柔軟化		
090200	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第33条	保育所においては3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名をおくこととなっている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。								1011040	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園の機能を取り入れた幼保一元化特区」	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	
090210	幼稚園教諭と保育士の資格の一元化	児童福祉法第18条の6	保育士は保育士資格を、幼稚園教諭は幼稚園教諭免許をそれぞれ有することが必要	C		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいうように措置したところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の特組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。幼稚園教諭といえども低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすとする経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一・一本化するべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」においても、統一資格が求められることになると思われる。			保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいうように措置したところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1097030	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化		
090210	幼稚園教諭と保育士の資格の一元化	児童福祉法第18条の6	保育士は保育士資格を、幼稚園教諭は幼稚園教諭免許をそれぞれ有することが必要	C		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいうように措置したところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の特組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。幼稚園教諭といえども低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすとする経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一・一本化するべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」においても、統一資格が求められることになると思われる。			保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいうように措置したところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	5146003	東京都千代田区		「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化		
090210	幼稚園教諭と保育士の資格の一元化	児童福祉法第18条の6	保育士は保育士資格を、幼稚園教諭は幼稚園教諭免許をそれぞれ有することが必要	C		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいうように措置したところである。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。									各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1011050	山北町	過疎地域の保育園における「幼稚園の機能を取り入れた幼保一元化特区」	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	
090220	市町村介護保険事業計画に基づく(痴呆対応型)共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定権限の導入	介護保険法第70条第2項、地方自治法第252条第17の2第1項	市町村介護保険事業計画に基づく(痴呆対応型)共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定に関する制約はない。	C		介護保険制度については、法律の附則で施行後5年を目途として制度全般において見直しを行うこととされており、現在、社会保障審議会介護保険部において検討を行っているところである。 二提案は、保険者である市町村が事業者の参入の調整を行うことができるものであるが、こうした仕組みを導入することは、利用者の多様な選択に資するという観点から事業者の自由な参入を認めるという介護保険制度の基本的な考え方を要するものであり、このような場合は制度全般の議論が必要であると考える。	痴呆性高齢者グループホーム、有料老人ホーム等について、市町村の介護保険事業計画にかかわらず、都道府県の事業者指定により地域のニーズと乖離した供給が行われるために、計画的な介護のまちづくりが阻害されるとともに保険料が高騰すると、不可逆的に制度全般の見直しの議論の結論を持つゆとりがない問題に対する解決策について、基本的な考え方を示された。解決策を示すことができない場合は、提案を特区において実現できないが、検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。			介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を要するところにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考える。			介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を要するところにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考える。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1063010	戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、栗野市	介護のまちづくり特区	市町村介護保険事業計画に基づく(痴呆対応型)共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定権限の導入
090230	指定居宅サービス事業者の指定権限の都道府県知事から市町村長への委譲	(1)介護保険法第70条第2項、地方自治法第252条第17の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定は、都道府県知事が行うこととされている。都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例が定めることにより、市町村が処理することとすることができる。	D-1		痴呆性高齢者グループホーム、有料老人ホーム等について、市町村の介護保険事業計画にかかわらず、都道府県の事業者指定により地域のニーズと乖離した供給が行われるために、計画的な介護のまちづくりが阻害されるとともに保険料が高騰すると、不可逆的に制度全般の見直しの議論の結論を持つゆとりがない問題に対する解決策について、基本的な考え方を示された。解決策を示すことができない場合は、提案を特区において実現できないが、検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	都道府県が、広域的な観点から居宅サービス事業者の指定を行なうことは、地域を越えて介護サービスを供給する事業者が多いという実情から考えて、事務の効率性の観点からも合理的であると考えられる。しかし、居所を伴う痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護は地域ケア体制の整備などと一緒に、身近な市町村が指定することがより適切であると考える。特に、地域の介護ニーズを超えた痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の供給によって、区域外への介護の高齢者等の転入が増加し、またこれを前提とした過剰な介護サービスの供給がなされる恐れのある特定の市町村においては、そのサービス供給のコントロール権を保険者側として確保することが必要であると考え、つまり、市町村(保険者)が希望する場合においては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村へ委譲ではなく、市町村(保険者)固有の権限とすべきである。			介護保険においては、都道府県が居宅サービスを行う事業所を指定する権限を有していることについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、市町村に委譲することと認められている。指定権限を市町村(保険者)固有の権限とすることは認められていないもの、都道府県と事務の在り方については調整した上で、市町村がこの権限を持つことが可能であり、現に実例もあるところである。			介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を要するところにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考える。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1063020	戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、栗野市	介護のまちづくり特区	指定居宅サービス事業者の指定権限の市町村長への委譲
090240	痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の介護報酬について国の基準額を上限とした市町村による独自設定の可能性	介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第2号、同条第5項、第53条第2項第2号、同条第3項	介護報酬は、サービスに要する平均的な費用を勘案して、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額とされており、地域差も勘案することとしている。また、当該基準(介護報酬)を定めるときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くこととされている。	C		痴呆性高齢者グループホーム、有料老人ホーム等について、市町村の介護保険事業計画にかかわらず、都道府県の事業者指定により地域のニーズと乖離した供給が行われるために、計画的な介護のまちづくりが阻害されるとともに保険料が高騰すると、不可逆的に制度全般の見直しの議論の結論を持つゆとりがない問題に対する解決策について、基本的な考え方を示された。解決策を示すことができない場合は、提案を特区において実現できないが、検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	「介護報酬は、サービスに要する平均的な費用を勘案して、厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額とされており、地域差も勘案することとしている。とあるが介護保険は地域単位のサービスである。保険者が介護報酬の設定に関与することも可能とすべきであり、地域の介護ニーズを超えた痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の供給によって、区域外への介護の高齢者等の転入が増加し、またこれを前提とした過剰な介護サービスの供給がなされる恐れのある特定の市町村においては、そのサービス供給のコントロール権を保険者側として確保することが必要であると考え、つまり、市町村(希望)に基づき、介護報酬を基準額を上限として、自ら設定することを可能とすべきである。			介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が独自に介護報酬を下げることは、新たな事業者の参入を阻害し、利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損なうことになる。このような制度の基本的な考え方を要するところにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考える。			介護保険は、事業者間の競争のもとで質の高いサービスが提供されるよう、在宅サービスにおける民間事業者の自由な参入を認めて、利用者が多様なサービスを選択できるようにしている。市町村が民間事業者の参入を制限して供給調整を行うことは、こうした利用者の多様な選択という介護保険の趣旨を損ない、利用者が求める以上のサービス供給が生まれない結果、サービスの質に関する競争を阻害するものである。このような制度の基本的な考え方を要するところにつながる場合、制度全般の議論が必要であると考える。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1063030	戸田市、鶴ヶ島市、青梅市、昭島市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、栗野市	介護のまちづくり特区	痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の介護報酬について国の基準額を上限とした市町村による独自設定の可能性

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090250	要介護認定の有効期間の延長	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第2条、第3条、第38条、第41条、第52条及び第55条	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6月間・最大12月間である。	新規についてはC更新についてはB		要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できるとする予定である(12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考え、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。 なお、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者については、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供されたサービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。	要支援から要介護3までの更新認定について、最大24ヶ月までの延長認められない理由を明確化された。認定申請件数の減少により、1次判定に係る調査を委託しているケアマネジャー等の負担が軽減される等の効果があることを踏まえ、新規認定及び要支援から要介護3までの更新認定についても、最大24ヶ月までの延長を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	当市の平成14年度更新認定件数1,388件の有効期間は、67%に当たる940件が12ヶ月に延長している。また、今回提案の12ヶ月を超える有効期間にできる者は、要介護4又は5の者で前回の認定と変化のない者となっており、これに該当する者は、6件しかいない。これらの状況から効果があると見られるが、この件数であれば事務の効率化や財政的軽減が図られない。さらに本市の状況でH15.7現在要介護認定者が1,310人程度いるがその内3回以上認定を受けている者(重複認定)だけで1,151人以上が経過している者)が941人で、2回目の認定と3回目の認定結果を比較すると変化のない者660人で70%である。この状況を勘案し新規認定者を含め要介護認定期間の原則6ヶ月を12ヶ月に延長すべきである。なお、要介護認定者にはケアマネジャー等が1人につき1人、毎月の訪問を義務づけている点からも認定者本人の要介護状態の確認等も行うことからアセスメント等にも影響がないものと考え、	新規についてはC更新についてはB		重度の要介護状態でない又は重度であっても認定において要介護度に変更された者は、比較的今後の要介護状態の変化が見込まれる。このため、被保険者の要介護状態の定期的なモニタリングを確保する観点から、有効期間の原則を6ヶ月から12ヶ月に延長しつつも、要支援・要介護1-3である者または状態の変化がある者の有効期間の上限は12ヶ月とするのが適当である。 また、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者は、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供された介護サービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。	12ヶ月の有効期間を延長できる場合については、要介護4又は5であって前回認定と変更のない者とするという画一的な運用ではなく、個々の具体的な事例に則した運用ができないか。	認定審査会において、原則の有効期間である12ヶ月より長く有効期間を設定する考え方は、身体上又は精神上の障害の程度が安定し、審査判定時の状況が長期間にわたって変化しないと見込まれる場合とするものである。具体的には、重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則の12ヶ月より長期間要介護状態が継続すると見込まれるかどうかを認定審査会で判断するものとする方向で検討しているところである。	1152010	石狩市	介護保険要介護等認定期間延長特区	介護保険要介護等認定期間延長特区		
090250	要介護認定の有効期間の延長	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第2条、第3条、第38条、第41条、第52条及び第55条	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6月間・最大12月間である。	新規についてはC更新についてはB		要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できるとする予定である(12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考え、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。 なお、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者については、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供されたサービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。	要支援から要介護3までの更新認定について、最大24ヶ月までの延長認められない理由を明確化された。認定申請件数の減少により、1次判定に係る調査を委託しているケアマネジャー等の負担が軽減される等の効果があることを踏まえ、新規認定及び要支援から要介護3までの更新認定についても、最大24ヶ月までの延長を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	更新認定の有効期間の上限を要介護度4又は5で前回認定と変更がないものに限り、24ヶ月まで延長可能とするを予定しているとの回答であるが、事務の効率化の観点からしても不十分であると考え、本市の場合、この条件に該当するケースは総認定件数の10%程度であると予想されるが、申請件数をこれを上回るペースで増加している。このため、要介護度を限定せず介護認定審査会の判断を12ヶ月まで可能とするなど、延長可能な範囲を拡大していただきたいと考え、	新規についてはC更新についてはB		重度の要介護状態でない又は重度であっても認定において要介護度に変更された者は、比較的今後の要介護状態の変化が見込まれる。このため、被保険者の要介護状態の定期的なモニタリングを確保する観点から、有効期間の原則を6ヶ月から12ヶ月に延長しつつも、要支援・要介護1-3である者または状態の変化がある者の有効期間の上限は12ヶ月とするのが適当である。 また、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者は、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供された介護サービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。	12ヶ月の有効期間を延長できる場合については、要介護4又は5であって前回認定と変更のない者とするという画一的な運用ではなく、個々の具体的な事例に則した運用ができないか。	認定審査会において、原則の有効期間である12ヶ月より長く有効期間を設定する考え方は、身体上又は精神上の障害の程度が安定し、審査判定時の状況が長期間にわたって変化しないと見込まれる場合とするものである。具体的には、重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則の12ヶ月より長期間要介護状態が継続すると見込まれるかどうかを認定審査会で判断するものとする方向で検討しているところである。	5127002	福岡県北九州市	介護保険要介護認定の有効期間の延長	介護保険要介護認定の有効期間の延長		
090260	3回目の要介護5の要介護認定の有効期間の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条及び第33条、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第2条、第3条、第38条、第41条、第52条及び第55条	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6月間・最大12月間である。	C		要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できるとする予定である(12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考え、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。 無期限の更新期間の設定は、高齢者の状態像は一定期間を経て変化する可能性があること、要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な療養に関することなどを利用者に見守るといふ認定審査会の機能が損なわれる等の問題があると考えている。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市の「介護保険特区」は、3回目の要介護5の要介護認定の有効期間の撤廃に伴う認定事務の効率化もさることながら、介護更新認定手続きに係る要介護者の家族の負担を軽減し、関わっている家族の社会活動の活性化を図ることが重要な理由の一つであります。現在厚生労働省で予定している介護更新認定の有効期間の延長は、有効期間の上限を単に1年から2年に延長したもので、抜本的な要介護者の家族に対する負担の軽減にはなりません。 また、前提条件である「高齢者の状態像は一定期間を経て変化する可能性がある。」については、(1)重度である介護5の第1号被保険者は、年月が経過すれば必ずその状態像は固定的となり、改善することはない困難な状況であります。 本市の場合、2回の介護更新認定(新規を含め3回目の介護認定)を経てなお要介護5の状態像に変化がない(第1号被保険者を対象として)います。現在厚生労働省で予定している最大2年の有効期間を適用した場合、2年6ヶ月を経過してなお要介護5の状態像に変更がない(第1号被保険者)となりますが、2年6ヶ月(3回目の介護認定)という期間を経過してもなお状態像に変化がない(第1号被保険者)については、以降の状態像の改善は極めて少ないと考えます。 仮に状態像に変化があった場合に、要介護認定の有効期間が撤廃されていたとしても、(2)本人や家族からの要介護状態区分の変更申請等は随時可能であるため、状態像が改善に向かった要介護者の要介護状態区分の変更は常時可能であります。 次に、「要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な療養に関すること」を利用者に見守るといふ認定審査会の機能が損なわれる、とのことについてありますが、認定審査会からの利用者に対する意見は、状態像が固定する以前の意見が重要であります。本市の場合、要介護認定の有効期間の撤廃は、3回目の介護認定を受けた上でなお要介護5の状態像に変化がないことが条件ですが、3回目の介護認定(2年6ヶ月)の期間を経過してもなお状態像に変化がない(第1号被保険者)については、以降の状態像の改善は極めて少ないと考えられます。このため、3回目の介護認定までの間に認定審査会の意見を十分に反映することにより、認定審査会の機能は実質的に損なわれるとはならないと考えます。 以上の観点から、本市の「介護保険特区」の規制の特例事項である3回目の要介護5の第1号被保険者の要介護認定の有効期間の撤廃を改めて要請するものです。	C		重度の要介護状態でない又は重度であっても認定において要介護度に変更された者は、比較的今後の要介護状態の変化が見込まれる。このため、被保険者の要介護状態の定期的なモニタリングを確保する観点から、有効期間の原則を6ヶ月から12ヶ月に延長しつつも、要支援・要介護1-3である者または状態の変化がある者の有効期間の上限は12ヶ月とするのが適当である。 また、新規認定は、自立支援の観点から、高齢者の適切な介護サービスの需要を客観的に判断するに当たって行っているものである。有効期間を無期限にし、本人の申し出があったときにだけ要介護認定の更新を行うことは、適切な介護サービスの需要を客観的に判断する機会が失われることになり、その人にとって適切な介護サービスを提供することが困難になる。			1067010	横須賀市	介護保険特区	介護保険要介護5の第1号被保険者に対する要介護認定有効期間の緩和		
090260.1															1067010				
090270	要介護認定の有効期間の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条及び第33条、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第2条、第3条、第38条、第41条、第52条及び第55条	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6月間・最大12月間である。	C		要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できるとする予定である(12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考え、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。 無期限の更新期間の設定は、高齢者の状態像は一定期間を経て変化する可能性があること、要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な療養に関することなどを利用者に見守るといふ認定審査会の機能が損なわれる等の問題があると考えている。													
090280	更新の要介護認定審査会による2次判定の簡素化	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第6項、第7項、第8項、第9項、第10項及び第12項、要介護認定等に係る審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条及び第2条	要介護認定においては、1次判定として高齢者の心身の状況調査に基づくコンピュータ判定が行われ、2次判定として、保健・医療・福祉の字種の関係より構成される介護認定審査会が1次判定の結果と主治医の意見書等に基づいて審査判定を行う。	C		要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できるとする予定である(12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考え、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。 要介護認定は、1次判定の結果に特記事項、主治医意見書を加味して行なわれるべきものであるが、これらの内容を十分に精査できる方法を確保しながら、適正な審査判定ができる場合には、介護認定審査会の具体的な進め方についてそれぞれの介護認定審査会において判断することは可能である。													

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090290	介護保険料徴収事務の私人への委託の承認	地方自治法第243条 介護保険法	介護保険の普通徴収保険料は、地方自治法第243条の適用を受け私人への徴収委託を禁止されている	C				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C						1123010	品川区	介護保険料徴収事務の私人への委託	介護保険料の私人への徴収委託	
090290	介護保険料徴収事務の私人への委託の承認	地方自治法第243条 介護保険法	介護保険の普通徴収保険料は、地方自治法第243条の適用を受け私人への徴収委託を禁止されている	C				本件について、介護保険法施行後5年を目途とした介護保険制度の見直しの際に全国的に措置する予定である。							5121001	埼玉県戸田市		介護保険料収納事務の私人委託	
090300	老人デザイナーセンターを運営する学校法人に対する施設整備費補助等の実施	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成15年9月26日厚生労働省発注規程第0926001号)	PF事業者が老人デザイナーサービスセンターを設置し、それを地方自治体が買い取る場合に自治体に対し補助を行っている。	D-1				地域再生推進の観点から、施策の利便性の向上のうち補助金等の対象等に係る要件の改善が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。	C		社会福祉事業については、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保する必要があり、このため、社会福祉法人制度を創設し、支援と規制・監督を一体的に行ってきたところである。支援：社会福祉施設整備費等国庫補助金等 規制：役員解職勧告や法人解散命令等 しかし、学校法人については、教育を目的とする法人であり、社会福祉事業を行うことと観点から行政は適正な規制・監督ができないため、事業者との関係である社会福祉施設整備費を補助することは困難である。				1073010	新城市	大学による福祉モデル特区	学校法人が福祉施設を開設し運営できるようにする	
090311	理学療法士又は作業療法士による病院等に所属しない介護保険の訪問リハビリテーション事業所の開設の承認	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第77条	指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設等において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を備えているものでなければならないこととされている。	C				適切な訪問リハビリテーションを提供する際に、医師、看護師及び理学療法士又は作業療法士が、それぞれの専門性に応じた役割分担の下で提供しているが、各専門職種の教育、養成体系は、これに沿ったものとなっており、現在の訪問リハビリテーションの指定基準も、これに沿ったものを定めている。 ご提案に関しては、どのような体系や役割分担でリハビリテーションが適切に提供されるかという、リハビリテーションの提供の在り方に関する問題であると考えている。 従って、単に指定基準の緩和等を行っても、適切なリハビリテーションの提供が実施されるとは考えられず、より体系的な検討を加えた上で対処すべきものと考えられる。 現時点で、ご提案のような対応を行うことは不適当であり、ご提案の内容を含め、適切なリハビリテーションの提供の在り方について、介護保険制度の見直しの中で、検討していきたい。	C		理学療法士又は作業療法士については、主治医の指示のもとにリハビリ計画を作成し、主治医と連携をとりながら実施するもので、看護師などの資格を持って実施する看護師と同様に、医療介護分野での役割・位置付けについては、ケア内容の相違はあるものの同等のものであり、特に問題や支障があるとは考えにくいと思います。現に、訪問看護ステーションについては、理学療法士及び作業療法士を実情に応じて適当数の配置を認めています。 ご指摘の点については、リハビリを提供する側である医師に事前に意見を伺ったところ、リハビリは介護にとって重要なものであり、この特区構想を実施したに当たっては、特に問題はないということと逆に質問をいたしております。 また、第2期介護保険事業計画の策定にあたり、居宅サービス部門の中で、特に訪問リハビリテーションが不足しており、早急に充実させるようにという指摘を受けております。 構造改革特区構想については、市民サービス・ニーズが必要とされる特定の地区に対し、規制緩和をすることで可能な限り実現させていくというのが基本理念だと思いますので、まずは特区構想の中で実現できる、再度検討及びご配慮していただきますようお願いいたします。				1061010	大田市	訪問リハビリテーションの指定特区	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の緩和	
090312	理学療法士による病院等に所属しない医療保険の訪問リハビリテーション事業所の開設の承認	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	理学療法士及び作業療法士法の規定上は、理学療法士が病院又は診療所に所属せずに、医師の指示の下に訪問リハビリテーションを行うことは可能。	D-1				健康保険法等の医療保険関係の規定上は、理学療法士が病院又は診療所に所属せずに、医師の指示の下に訪問リハビリテーションを行うことは可能。 理学療法士の活動は全て医師の指示の下に行われなければならないが、(予防活動等)について独自の判断で行うことは可能でないか、検討し回答されたし、併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C		理学療法士が理学療法を行うためには医師の指示が必要であり、また、健康保険制度は患者の疾病又は負傷の治療のために医師が患者の状態を個別に判断して理学療法士に指示して行われる理学療法について評価しているものである。				1107010	小田原市	理学療法士活動特区	理学療法士の独立活動の承認	
090320	介護予防施設における通所介護事業の実施	(1)介護保険法(平成9年法律第123号)第41条、第53条 (2)介護予防・地域支援法(平成13年5月25日老発第213号厚生労働省省令第1号)の別紙「介護予防・地域支援法」の別記1の(2)の(オ)イ	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすことが要件となっている。 介護予防・地域支援法は、家に居ても暮らしやすくなり暮らしやすくなることを目的として、通所によって、その希望及び身体状況に応じた日常生活訓練、趣味活動等のきめ細かなサービスを提供することとされている。	D-1				介護予防施設等事業中の「生きがい活動支援通所事業」は、家に居ても暮らしやすくなり暮らしやすくなることを目的として、通所によって、その希望及び身体状況に応じた日常生活訓練、趣味活動等のきめ細かなサービスを提供することとされている。したがって、事業所がこの基準を満たしている場合には、介護保険サービスの提供が可能である。 また、御提案の「介護予防拠点施設」に対して、生きがい活動支援通所事業を行うことを目的として、国庫補助金が交付されている場合でも、本来の目的に支障がない範囲で、上記基準を満たせば、介護保険の通所介護を実施することは可能であり、生きがい活動支援通所事業を要介護者が利用することも可能である。	D-1						1192010	丸岡町	いきいきふれあいサービス特区	介護予防施設での介護通所事業の実施	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)		
090330	要介護度が改善された場合における成功報酬の介護報酬体系への導入	介護保険法41条・46条・48条・53条・58条	介護報酬は、サービスに要する平均的な費用を勘案して、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とされている。また、当該基準(介護報酬)を定めるときは、あらかじめ社会保険審議会の意見を聴くこととされている。	C		要介護度が改善した場合に成功報酬として介護報酬を支払うことについては、介護保険前設時の議論においても、介護保険におけるサービスは成功報酬がなくとも当然に要介護度の改善に資するべきものであること、成功報酬がなされるものかどうかの特定が困難であることなどの問題点が指摘がなされているところである。 要介護状態の改善をどのように進めるかは大変重要な課題とされており、自立支援の観点から高齢者のリハビリテーションの在り方について研究を進めているところであり、要介護度の改善など質の向上の観点からの介護サービスの評価についても検討を行ってまいりたい。	施設サービスについては、要介護度の改善がどの介護サービスによるものかの特定が容易であることから、要介護度の改善への事業者のインセンティブを高めるために、成功報酬を導入することができないか、検討し回答されたい。また、介護サービスの評価についての検討状況及び今後のスケジュールを明確化されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	この「規制の特例事項」への否定根拠とされる「介護保険におけるサービスは成功報酬がなくとも当然に要介護度の改善に資するべきものである」との指摘についての意見。現実に、現行の介護サービスによる「要介護度の改善」を進めるには、何らかの促進策が必要になるはずである。本提案はこの促進策を提示したものである。よって、促進策の有効性についての判断をせずに、促進策そのものを否定するのは、否定根拠として妥当な考え(もの)と考えられる。この点についての回答を明確に示していただきたい。 この「規制の特例事項」への否定根拠とされる「(要介護度の改善という結果がどの介護サービスによるものかの特定が困難である」との指摘についての意見。この指摘により、本提案が特区として認められるに当たっての一つの大きな「ハードル」が示されたものと解される。この点から考えると、逆に言えば、「どの介護サービスによるものかの特定」についての有効な「方法」を示せば、本提案が特区として認められることとなるのかどうか、伺いたい。この「ハードル」だけで認められないというのであれば、他に解消すべき条件として何と何があるのか、明確に回答していただきたい。	C		要介護状態の改善をどのように進めるかは重要な課題であり、介護サービスの評価の在り方についても、平成18年4月に予定される次回の介護報酬の改定に向けた議論の中で、検討してまいりたい。 介護事業者に要介護度の改善について成功報酬を設けるといふ提案については、介護保険のサービスは成功報酬がなくとも当然に要介護度の改善に資するべきものであること、要介護度が改善しそうな利用者のみを事業者が選別するおそれがあること、成功報酬を設けた場合一罰負担の利用者負担も増加することなどの問題点が指摘されている。				3047010	個人	健康・自立を促す「介護保険・構造改革特区	自治体の要介護状態改善施策における、介護報酬支払規定の弾力化			
090330.1								この「規制の特例事項」への否定根拠とされる「高齢者のリハビリテーションの在り方等について、要介護度の改善など質の向上の観点からの介護サービスの評価についても検討を行ってまいりたい」との指摘についての意見。要介護度の改善という結果を達成するには、提供される介護サービス・手法の有効性・適切性もまた重要な要素である。そのサービスを利用する介護対象者(利用者)の意欲も不可欠と考える。「元気がない」といふ理由で、その意欲の低い介護対象者に対しては、どのようなサービス・手法を提供しても、効果は限定的であると考え、効果が限定的なサービスを広く提供しては、厚生労働省の目標の一つである「介護費用の削減」とは逆で、「介護費用の増大」がもたらざるを得ない。本提案は、効果を最大に出す策として、事業者への成功報酬の他、介護対象者への成功報酬を制度に盛り込むものである。「介護対象者への成功報酬」の有効性・必要性(要介護度改善策として)の手法の有効性の観点から、明確に回答を明確に示していただきたい。 この「規制の特例事項」に対して、全体として否定的な見解を示されたことについての意見。介護保険制度は、保険者が自治体であり、各自治体が地域の実情において運営するものとされている制度である。従って、地方自治の精神が大きく(反映されるべき)制度と考える。この観点から考えると、本提案の施策についても、自治体の判断・裁量が優先されるのが妥当と考える(国・都道府県・他の自治体等に特に負担を求めるものではない、自己完結的な施策のため)。このような「地方自治の精神」から、本提案が認められるべきか否かについて、明確に回答していただきたい。										3047010			
090340	要介護度が改善された場合における介護保険料の減免	介護保険法第142条	市町村は条例により保険料を減免し、又は徴収を猶予することができる	E		介護保険制度の第1号保険料は、所得段階別の定額保険料とされており、介護保険料の減免については、制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて各市町村の条例に基づき行うことができる。 なお、介護保険は、相互扶助の精神により、現在要介護状態にあるか否かや、支給状況等にかかわらず、全ての被保険者が所得段階別の定額保険料を負担し、必要な給付を贈らうものであり、特定の方について保険料を免除するということは、このような助け合いの精神と相反することから、適当ではないとされている。	「地域の実情に応じて各市町村の条例に基づき行うことができる」とあるが、市町村の判断により、提案内容を実現できるものと解したいが、回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	この「規制の特例事項」への「措置の種類」をEと示されたことについての意見。その内容を明示していただきたい。仮に「規制自体が存在しない」という意味であれば、各自治体の独自判断で、本提案の内容を実施してもよいものと解される。もし実施が不可との場合、なぜ不可なのかの法令上の根拠を明示していただきたい。提案者は、適当不相当の是非論ではなく、可能な限りの明確な根拠が存在するか否かを説明したい。 この「規制の特例事項」への否定根拠とされる「一定の方について保険料を免除する」ということは、このような助け合いの精神と相反することから、適当ではない」との指摘についての意見。助け合いの精神の前提として、当該自治体・地域住民についての「住民全体の利益の追求」が重要な価値として存在するものとする。本提案は、特定個人の利益追求をめざしているのではなく、個人の利益を確保し、「全体の介護費用の削減」全体の利益の追求に資するものである。表面的な「助け合い」に陥らず、全体の利益が損なわれず、また、本末転倒を言っても過言ではない。従って、本提案の「国・都道府県・他の自治体等に特に負担を求めるものではない、自己完結的な施策のため」という「地方自治の精神」から、本提案が認められるべきか否かについて、明確に回答していただきたい。	E		そもそも、要介護度の軽減により、受給者は身体的機能の改善に加え、サービス利用にかかる利用者負担部分も軽減されることとなるなど、様々な面で受益している。 介護保険料の減免については、制度の趣旨や地域の実情を踏まえ、市町村の判断により、条例に定め、行うことができる(介護保険法第142条)。 なお、ご提案のような保険料の減免は、介護の費用を国民全体で支え合うという制度の趣旨に鑑み、国としては適当でないと考えている。							3047020	個人	健康・自立を促す「介護保険・構造改革特区	自治体の要介護状態改善施策における、介護報酬減免規定の弾力化
090350	介護保険利用者1割負担分の事業者による減免	介護保険法第41条第4項、第48条第2項	保険給付にあたっては、原則として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額を給付することとされている。	C		介護保険制度においては、介護報酬により各介護サービスについて給付対象とする上限額を定めているが、事業者が独自にこれよりも低い額で介護サービスを提供することも可能である。 ただしその場合、当該要した費用の9割を介護保険の給付としており、事業者判断による割引分を利用者負担の免除のみにあてることができる。 これは、仮に利用者負担のみを免除した場合、特定の者のみが相当安価にサービスを利用できることとなり、同じように保険料を支払っている他の被保険者との公平を欠くことに加え、利用者負担の免除により、過大にサービス利用が増加し、保険給付費(介護)は保険料に影響を与えないことによるものであり、社会保険方式による本制度の根本である。 こうした理由により、事業者の裁量により利用者負担部分のみを値引きすることを認めることはできない。 なお、利用者負担に関し、低所得者については、負担能力に照らして無理のない負担という観点から、月々の利用者負担の上限額を特別に低く(設定し、施設における食事の標準負担額を引き下げるなど、すでに負担軽減措置を図っているところである。											3020010	社会福祉法人 救手会、ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社、有限会社 かつじ、個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	介護保険利用者1割負担分を事業者が負担する規制を緩和する	
090360	高齢者福祉施設等の設置規制の緩和	老人福祉法第15条 社会福祉法第62条	老人福祉施設の設置については、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき、都道府県知事等の認可を得なければならない。	E		国は、各自治体が老人福祉計画等を作成する際の留意事項やサービスに係る目標を定めるに当たっての参酌すべき標準を示しているが、各自治体は地域の実情を踏まえ、利用に関する意向その他の事情を考慮して、独自にサービス見込み量を定め、国が示す留意事項や参酌すべき標準等を、地域の施設等の設置を制約するものではない。したがって、ご提案の「規制法令等」の関与する「地域の人口、高齢者数、施設数、収容人員等が全国整備計画に基づき規制されている。」については、国はこのような「高齢者福祉施設等の整備計画」は策定していないところである。										3020050	社会福祉法人 救手会、ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社、有限会社 かつじ、個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	高齢者福祉施設等の整備計画要件規制の緩和措置を適用		
090370	社会福祉法人が生きがいデイサービス事業を直接実施することの容認	「介護予防・地域交流えい事業の実施について(平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知)」の別紙「介護予防・地域交流えい事業実施要綱」の別記の1の(2)イ及びオ(オ)	「生きがい活動支援推進事業」の実施主体は、市町村とされている。なお、市町村は、地域の実情に応じて、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。	E		市町村は適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託を行うことが可能であり、また、社会福祉法人は、市町村の委託を受けず、独自の事業として同様の事業を行うことも可能である。										3020060	社会福祉法人 救手会、ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社、有限会社 かつじ、個人	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	生きがいデイの運営規制を緩和して社会福祉法人にも直接委任		

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	
090430.1								グループホームの入浴の実態 痴呆性高齢者グループホームの状況を調査してみるとほとんどが午後3時以降の入浴は実施されていません。その理由としては夕食が午後6時頃でそれ以前に夕食の準備があり、夕食前までに入浴すること。職員交代が午後6時から7時の間にあり夜間に職員数が少なくなること。さらに、痴呆性高齢者が明るく暖かい内に入浴したがる傾向があることが上げられます。また、障害者は、昼間授産所で労働しており、痴呆性高齢者の生活リズムや入浴ニーズ等の制約にはつながらないと考えます。これらの現状から、痴呆性高齢者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うことは十分可能であります。									1007010			
	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームの併設に伴う痴呆高齢者と知的障害者の共生	(1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第156条、第159条第2項 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成11年6月17日老企第2号厚生省老人保健福祉局長通達)の第1の2の3の(1)	共同生活住居(以下、「ユニット」という。)における居間、貴室及び台所等については、それぞれ専用の設備でなければならず、1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても専用の設備とされている。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可としている。	C		痴呆性高齢者グループホームは、小規模な居住空間と家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、更衣等の共同生活を通して、痴呆性高齢者の存在能力を引き出しながら、入居者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うものであり、また、痴呆性高齢者が人間関係の生活やほかの人間関係を維持しながら、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう支援を行うという特徴も持っている。	痴呆性高齢者のケアの手法が確立したとは言えなくとも、居室部分を別棟とする痴呆性高齢者と知的障害者が生活の一部で共生することにつき、交流が過度な刺激となる等の効果があるという見解も一定程度あるような状況においては、特区制度の趣旨及びこれまでに特区で実現した高齢者介護サービス事業所における知的障害者等の受け入れの特例を踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。	住み慣れた地域の暮らしを実現 住み慣れた生活環境と家庭的な雰囲気の中で、残存能力を十分に維持しながら、終老を迎えることが、本来の痴呆性高齢者グループホームの目的です。痴呆性高齢者と障害者が住み慣れた生活環境の中で、安心して地域生活を営み生涯を送るために、町内二つの施設を併設する今回の提案は、小さな町ができる福祉の実現であります。						1007020	大口町	おおくち友に暮らし愛特区	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームとの併設に伴う食事等の共生			
	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームの併設に伴う痴呆高齢者と知的障害者の共生	(1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第156条、第159条第2項 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成11年6月17日老企第2号厚生省老人保健福祉局長通達)の第1の2の3の(1)	共同生活住居(以下、「ユニット」という。)における居間、貴室及び台所等については、それぞれ専用の設備でなければならず、1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても専用の設備とされている。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可としている。	C		痴呆性高齢者グループホームは、小規模な居住空間と家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、更衣等の共同生活を通して、痴呆性高齢者の存在能力を引き出しながら、入居者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うものであり、また、痴呆性高齢者が人間関係の生活やほかの人間関係を維持しながら、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう支援を行うという特徴も持っている。	痴呆性高齢者のケアの手法が確立したとは言えなくとも、居室部分を別棟とする痴呆性高齢者と知的障害者が生活の一部で共生することにつき、交流が過度な刺激となる等の効果があるという見解も一定程度あるような状況においては、特区制度の趣旨及びこれまでに特区で実現した高齢者介護サービス事業所における知的障害者等の受け入れの特例を踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。	住み慣れた地域の暮らしを実現 住み慣れた生活環境と家庭的な雰囲気の中で、残存能力を十分に維持しながら、終老を迎えることが、本来の痴呆性高齢者グループホームの目的です。痴呆性高齢者と障害者が住み慣れた生活環境の中で、安心して地域生活を営み生涯を送るために、町内二つの施設を併設する今回の提案は、小さな町ができる福祉の実現であります。												
	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームの併設に伴う痴呆高齢者と知的障害者の共生	(1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第156条、第159条第2項 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成11年6月17日老企第2号厚生省老人保健福祉局長通達)の第1の2の3の(1)	共同生活住居(以下、「ユニット」という。)における居間、貴室及び台所等については、それぞれ専用の設備でなければならず、1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても専用の設備とされている。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可としている。	C		痴呆性高齢者グループホームは、小規模な居住空間と家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、更衣等の共同生活を通して、痴呆性高齢者の存在能力を引き出しながら、入居者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うものであり、また、痴呆性高齢者が人間関係の生活やほかの人間関係を維持しながら、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう支援を行うという特徴も持っている。	痴呆性高齢者のケアの手法が確立したとは言えなくとも、居室部分を別棟とする痴呆性高齢者と知的障害者が生活の一部で共生することにつき、交流が過度な刺激となる等の効果があるという見解も一定程度あるような状況においては、特区制度の趣旨及びこれまでに特区で実現した高齢者介護サービス事業所における知的障害者等の受け入れの特例を踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。	住み慣れた地域の暮らしを実現 住み慣れた生活環境と家庭的な雰囲気の中で、残存能力を十分に維持しながら、終老を迎えることが、本来の痴呆性高齢者グループホームの目的です。痴呆性高齢者と障害者が住み慣れた生活環境の中で、安心して地域生活を営み生涯を送るために、町内二つの施設を併設する今回の提案は、小さな町ができる福祉の実現であります。												
	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日昭発第1226002号)第5章第1節(3)	身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所は、身体障害者療養施設、知的障害者更生施設、肢体不自由児施設等に短期間の入所をさせ、必要なサービスを行うものであるが、事業者が満たすべき指定基準を定め、基準を満たした場合は、指定短期入所事業者の指定を行っている。	C		介護保険法においては、地域の状況に応じて、多様な事業者の参入を可能として利用者の選択肢を増やすという観点から、事業者指定に係る基準の一部を満たしていない事業者のうち一定の水準を満たすサービスを提供を行うものについて、基準該当居宅支援として市町村の個別判断により保険給付の対象としている。	1 今回の提案「介護保険上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認」については、小規模多機能で共生型の良食を生かしながら、高齢者以外に障害者、児童を同時に受け入れることで介護保険上のニーズに伴い、介護保険上の通所介護事業所の指定を受けているが、法施行前より高齢者以外に障害者(児)の受け入れを同時に実施しているところであり、基準(児)の経過については十分な実績も出ている。	グループホームの入浴の実態 痴呆性高齢者グループホームの状況を調査してみるとほとんどが午後3時以降の入浴は実施されていません。その理由としては夕食が午後6時頃でそれ以前に夕食の準備があり、夕食前までに入浴すること。職員交代が午後6時から7時の間にあり夜間に職員数が少なくなること。さらに、痴呆性高齢者が明るく暖かい内に入浴したがる傾向があることが上げられます。また、障害者は、昼間授産所で労働しており、痴呆性高齢者の生活リズムや入浴ニーズ等の制約にはつながらないと考えます。これらの現状から、痴呆性高齢者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うことは十分可能であります。												
090450	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日昭発第1226002号)第5章第1節(3)	身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所は、身体障害者療養施設、知的障害者更生施設、肢体不自由児施設等に短期間の入所をさせ、必要なサービスを行うものであるが、事業者が満たすべき指定基準を定め、基準を満たした場合は、指定短期入所事業者の指定を行っている。	C		介護保険法においては、地域の状況に応じて、多様な事業者の参入を可能として利用者の選択肢を増やすという観点から、事業者指定に係る基準の一部を満たしていない事業者のうち一定の水準を満たすサービスを提供を行うものについて、基準該当居宅支援として市町村の個別判断により保険給付の対象としている。	1 今回の提案「介護保険上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認」については、小規模多機能で共生型の良食を生かしながら、高齢者以外に障害者、児童を同時に受け入れることで介護保険上のニーズに伴い、介護保険上の通所介護事業所の指定を受けているが、法施行前より高齢者以外に障害者(児)の受け入れを同時に実施しているところであり、基準(児)の経過については十分な実績も出ている。	グループホームの入浴の実態 痴呆性高齢者グループホームの状況を調査してみるとほとんどが午後3時以降の入浴は実施されていません。その理由としては夕食が午後6時頃でそれ以前に夕食の準備があり、夕食前までに入浴すること。職員交代が午後6時から7時の間にあり夜間に職員数が少なくなること。さらに、痴呆性高齢者が明るく暖かい内に入浴したがる傾向があることが上げられます。また、障害者は、昼間授産所で労働しており、痴呆性高齢者の生活リズムや入浴ニーズ等の制約にはつながらないと考えます。これらの現状から、痴呆性高齢者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うことは十分可能であります。												
090450.1	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日昭発第1226002号)第5章第1節(3)	身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所は、身体障害者療養施設、知的障害者更生施設、肢体不自由児施設等に短期間の入所をさせ、必要なサービスを行うものであるが、事業者が満たすべき指定基準を定め、基準を満たした場合は、指定短期入所事業者の指定を行っている。	C		介護保険法においては、地域の状況に応じて、多様な事業者の参入を可能として利用者の選択肢を増やすという観点から、事業者指定に係る基準の一部を満たしていない事業者のうち一定の水準を満たすサービスを提供を行うものについて、基準該当居宅支援として市町村の個別判断により保険給付の対象としている。	1 今回の提案「介護保険上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認」については、小規模多機能で共生型の良食を生かしながら、高齢者以外に障害者、児童を同時に受け入れることで介護保険上のニーズに伴い、介護保険上の通所介護事業所の指定を受けているが、法施行前より高齢者以外に障害者(児)の受け入れを同時に実施しているところであり、基準(児)の経過については十分な実績も出ている。	グループホームの入浴の実態 痴呆性高齢者グループホームの状況を調査してみるとほとんどが午後3時以降の入浴は実施されていません。その理由としては夕食が午後6時頃でそれ以前に夕食の準備があり、夕食前までに入浴すること。職員交代が午後6時から7時の間にあり夜間に職員数が少なくなること。さらに、痴呆性高齢者が明るく暖かい内に入浴したがる傾向があることが上げられます。また、障害者は、昼間授産所で労働しており、痴呆性高齢者の生活リズムや入浴ニーズ等の制約にはつながらないと考えます。これらの現状から、痴呆性高齢者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うことは十分可能であります。												
090450	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日昭発第1226002号)第5章第1節(3)	身体障害者短期入所、知的障害者短期入所及び児童短期入所は、身体障害者療養施設、知的障害者更生施設、肢体不自由児施設等に短期間の入所をさせ、必要なサービスを行うものであるが、事業者が満たすべき指定基準を定め、基準を満たした場合は、指定短期入所事業者の指定を行っている。	C		介護保険法においては、地域の状況に応じて、多様な事業者の参入を可能として利用者の選択肢を増やすという観点から、事業者指定に係る基準の一部を満たしていない事業者のうち一定の水準を満たすサービスを提供を行うものについて、基準該当居宅支援として市町村の個別判断により保険給付の対象としている。	1 今回の提案「介護保険上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の否認」については、小規模多機能で共生型の良食を生かしながら、高齢者以外に障害者、児童を同時に受け入れることで介護保険上のニーズに伴い、介護保険上の通所介護事業所の指定を受けているが、法施行前より高齢者以外に障害者(児)の受け入れを同時に実施しているところであり、基準(児)の経過については十分な実績も出ている。	グループホームの入浴の実態 痴呆性高齢者グループホームの状況を調査してみるとほとんどが午後3時以降の入浴は実施されていません。その理由としては夕食が午後6時頃でそれ以前に夕食の準備があり、夕食前までに入浴すること。職員交代が午後6時から7時の間にあり夜間に職員数が少なくなること。さらに、痴呆性高齢者が明るく暖かい内に入浴したがる傾向があることが上げられます。また、障害者は、昼間授産所で労働しており、痴呆性高齢者の生活リズムや入浴ニーズ等の制約にはつながらないと考えます。これらの現状から、痴呆性高齢者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うことは十分可能であります。												

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の種類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の種類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090460	知的障害者通所更生施設における精神障害者の受入の否認	知的障害者福祉法(昭和33年法律第37号)第21条の6 知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第4条、第5条	知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的としている。	D-1		知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第4条及び第5条において、入所者等の支援に支障がない場合は、設備及び職員等の専用・専従要件の例外的な取扱をしいているところ。このため、御提案の内容は、現行制度においても実現可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	・今回の提案は、既に特区として認定されている「知的障害者更生施設における身体障害者の受入事業」と同様、精神障害者の受入についても特区制度の中で認定していただきたいと考えたものである。 ・今回の提案に対する回答は、現行制度の運用によって実現可能であったことが、特区制度による身体障害者の受入れとの間に取扱いの差がある理由が示されていない。 ・また、事業を行う上での具体的な要件等についても、特区制度による事業と比べ制約が多くなるのではないかと懸念している。 ・については、以下の2点について御教示いただきたいもの、身体障害者の受入事業を特区制度によって行うこととの整合性 現行制度で当該事業の事業を行った場合、特区(特例措置)で認められている身体障害者受入事業(平成15年5月29日付け障障発第0829003)と、設備、人員、費用負担等の面でその取扱いに違いがあるのか	D-1		前回回答でも申し上げたとおり、ご提案の内容については現行制度においても実現可能であり、国として規制緩和の対象となるべき規制は存在しないものと認識している。したがって、知的障害者通所更生施設への精神障害者の受け入れについては、各施設運営主体の判断に基づき、他の施設利用者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲で、設備、人員等の面を含めて自由に実施されるべきものとする。 なお、今回の提案が、現行の事業に加えて知的障害者通所更生施設における精神障害者の受け入れを補助金の対象としてほしいとの要望であれば、実現された場合には、従来型の補助金が拡大され、新たな財政支出を伴うものである。				1055010	宮城県	知的障害者通所更生施設における精神障害者の受け入れ特区	知的障害者通所更生施設における精神障害者の受け入れ	
090470	精神障害者地域生活支援センターにおける身体障害者及び知的障害者への福祉支援の否認			D-1		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令第7号)第4条及び第5条において、利用者の処遇に支障がない場合は、設備及び職員等の専用・専従要件の例外的な取扱をしいているところ。このため、御提案の内容は、現行制度においても実現可能である。なお、障害者の地域における生活を支援し、その自立と社会参加を図るための相談は、市町村におけるサービス提供資源の実態や地域の障害者のニーズ等に即し、かつ、地域の創意工夫を生かして弾力的に取り組むことが可能である。										1004010	塩山市	塩山市福祉あんしん相談特区	精神障害者地域生活支援センターにおいて障害の区別なく対応できるようにする。
090480	人員及び設備要件を緩和した単独型身体障害者短期入所事業の否認	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条第3項 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第1条の4 民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日 障障第183号・老振第139号)	身体障害者短期入所は、身体障害者療養施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うこととされている。	B		身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とすることとし、必要な措置を平成16年3月中に講ずる。										1070020	名古屋市中区	障害者地域生活支援特区	人員及び設備要件を緩和した単独型身体障害者短期入所事業
090490	支援費制度の対象施設への小規模通所授産施設の追加	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第5項、第17条の10、第17条の2 第2項第1号 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第4項、第15条の1、第15条の2 第2項第1号 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号)第1条	小規模通所授産施設は、支援費制度の対象外とされている。	C		小規模通所授産施設は、親の会などによる自主的かつ地域に根ざした取組として、創意工夫を凝らした活動を展開してきた法定外の小規模作業所から、法定施設への移行を促進するため、一般の通所授産施設の定員を緩和することにより創設された施設である。 小規模通所授産施設は、これまで、行政が施設の利用に介せず、利用者と施設との直接の利用契約によって自由に利用者が選択できるかたちでとられてきたところである。既に自由な選択が可能なお小規模通所授産施設を支援費の対象にする。新たに支給決定した施設のうち行政が施設と利用者の間に介在することになり、かつてサービス利用の利便性を損なうことになるおそれがあるため、職員配置基準及び設備基準に対応した額の補助(1か所当たり運営費11,000千円、施設整備費2,000千円を上限、設備整備費8,000千円を上限)を行っているところである。このような制度の趣旨から、支援費制度の対象とするとは認められない。 また、提案に「運営の安定を図る」とあるが、支援費支給を可能とすることによって、現在の補助の拡大を提案しているのであれば、単なる財政措置を求める要望である。 なお、支援費制度の対象として拡大することを認めない以上、NPO法人等の経営する小規模通所授産施設についての指定も認められない。	地域再生推進の観点から、施策の利便性の向上のうち補助金等の対象等に係る要件の改善が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。									1070011	名古屋市中区	障害者地域生活支援特区	支援費制度の指定授産施設サービスの対象施設の拡大及びそれに伴う指定小規模通所授産施設の実施主体の拡大
090490	支援費制度の対象施設への小規模通所授産施設の追加	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第5項、第17条の10、第17条の2 第2項第1号 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第4項、第15条の1、第15条の2 第2項第1号 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号)第1条	小規模通所授産施設は、支援費制度の対象外とされている。	C		小規模通所授産施設は、親の会などによる自主的かつ地域に根ざした取組として、創意工夫を凝らした活動を展開してきた法定外の小規模作業所から、法定施設への移行を促進するため、一般の通所授産施設の定員を緩和することにより創設された施設である。 小規模通所授産施設は、これまで、行政が施設の利用に介せず、利用者と施設との直接の利用契約によって自由に利用者が選択できるかたちでとられてきたところである。既に自由な選択が可能なお小規模通所授産施設を支援費の対象にする。新たに支給決定した施設のうち行政が施設と利用者の間に介在することになり、かつてサービス利用の利便性を損なうことになるおそれがあるため、職員配置基準及び設備基準に対応した額の補助(1か所当たり運営費11,000千円、施設整備費2,000千円を上限、設備整備費8,000千円を上限)を行っているところである。このような制度の趣旨から、支援費制度の対象とするとは認められない。 また、提案に「運営の安定を図る」とあるが、支援費支給を可能とすることによって、現在の補助の拡大を提案しているのであれば、単なる財政措置を求める要望である。 なお、支援費制度の対象として拡大することを認めない以上、NPO法人等の経営する小規模通所授産施設についての指定も認められない。	地域再生推進の観点から、施策の利便性の向上のうち補助金等の対象等に係る要件の改善が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答された。									5121003	埼玉県戸田市	知的障害者小規模通所授産施設の支援費対象施設化	
090500	NPO法人等による小規模通所授産施設の運営の否認	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第60条、第62条	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営むようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の所轄庁の許可を受けなければならないとされている。	E		社会福祉法第62条において、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営むようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の所轄庁の許可を受けなければならないと規定している。したがって、NPO法人であっても所轄庁の許可を受ければ、小規模通所授産施設を設置は可能である。										1166010	会津若松市	(仮称)小規模通所授産施設特区	NPO法人による小規模授産施設の運営
090510	デイサービス事業所における障害児及び知的障害者の日帰り短期入所の実施	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第5条の2 第4項 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の4 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第4項 知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号)	知的障害者デイサービス及び児童デイサービスは、知的障害者デイサービスセンター、肢体不自由児施設等において、創作の活動、社会生活への適応のために必要な訓練、日常生活における基本的な動作の指導を行うこととされている。 また、知的障害者短期入所及び児童短期入所は、知的障害者更生施設、肢体不自由児施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うこととされている。	E		デイサービス事業にそ、日帰り介護そのものであり、提案にあるように、地域に短期入所事業所がなく、デイサービス事業所があるのであれば、当該デイサービス事業所を利用されたい。 なお、現行の障害児通園(デイサービス)事業は、通園による指導に同じく障害のある幼児を対象としている事業であるが、今回の提案が、現行の事業に加えて新たに中学生についても補助金の対象としてほしいとの要望であれば、実現された場合には、従来型の補助金が拡大され、新たな財政支出を伴うものである。										1165010	会津若松市	(仮称)居宅支援特区	デイサービス事業所における日帰り短期入所の受け入れ

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制の特例事項(事項名)				
090580	完全オゾン処理施設を有する社会福祉施設における浴槽水の残水頻度の緩和	「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策」(平成11年11月26日付社援発第47号)「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付社援発第1181号)「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日付社援発第0725001号)	「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策」(平成11年11月26日付社援発第47号)及び「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付社援発第1181号)通知のほか、本年7月15日の「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日付社援発第0725001号)において、衛生管理等について現時点における望ましい対応方針等を技術的助言として通知している。	D-1		循環式浴槽等におけるレジオネラ菌汚染の防止については、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策」(平成11年11月26日付社援発第47号)及び「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付社援発第1181号)通知のほかに、本年7月15日の「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日付社援発第0725001号)において、衛生管理等について現時点における望ましい対応方針等を技術的助言として通知しているものであり、所轄庁の行う指導を拘束するものではなく、政府としては、今回の要望については、その弾力的な運用により対応可能であると考え、									3021010	社会福祉法人上伊那福祉協会	非塩素完オゾン推進特区	非塩素完オゾン推進特区		
090590	社会福祉法人が施設整備費補助金等の助成金の一部を事前準備金として受け取ることを容認	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条	補助金は法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条)	C		国庫補助負担金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されなければならない。事前研究調査費等補助目的以外に使用することは認められない。										3020090	社会福祉法人鞍手会、ケイ・エグゼクティブ・エンタプライズ株式会社、個人	社会福祉施設に特化した住みか(なる町)つり特区構想	助成金の規制要件緩和(事前研究調査設計管理事務費の寄付金制度)	
090590	社会福祉法人が施設整備費補助金等の助成金の一部を事前準備金として受け取ることを容認	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条	補助金は法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条)	C		国庫補助負担金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されなければならない。事前研究調査費等補助目的以外に使用することは認められない。											3020100	社会福祉法人鞍手会、ケイ・エグゼクティブ・エンタプライズ株式会社、個人	社会福祉施設に特化した住みか(なる町)つり特区構想	社会福祉法人法第24条(経営の原則)の規制要件を緩和する
090600	鍼灸、指圧、マッサージ、アロマセラピー等の補充・代替医療の特定療養費制度の対象への追加	健康保険法、保険医療機関及び保険医療費負担規則	我が国の医療保険制度は、「国民誰もが一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。このため、従来から、現行の医学水準に照らして必要適切な医療を定量的に保険納入し、保険診療として提供してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めると(混合診療)は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあること、原明として禁止されているところである。一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「選定療養」を制度化しているところである。	C、D-1		医療保険を適用するには、当該技術が科学的に確立された治療法であることが前提となっているが、アロマセラピー等については、現時点では科学的に有効性や安全性が確立された治療法とはいえない。また、鍼灸の施術については、その治療メカニズムが未だ明らかにはなっていない部分もあり、療養の給付の対象とはされていないが、一方で鍼灸等の施術効果が認められていることから、医師による適当な治療手段のない疾病について、対象疾患、医師の同意書等を一定の要件とし、療養費として給付されている。これらの療法、施術を特定療養費制度の枠組みにおいて保険診療と併用することは、安全性、有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることと認められない。なお、指圧、マッサージは、疾病又は負傷の治療上有効なものについては、理学療法において評価されているところである。	現在医療保険が適用されていない鍼灸、指圧、マッサージ、アロマセラピー等の補充・代替医療のうち、一般的に自由診療が行われているため、保険診療と併用しても、安全性、有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることと認められない。また、これらは、利用者の自由な選択により、現在でも自由診療として一般的に実施されており、ご指摘のように安全性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれはないと判断している。さらに、この規制の特例が容認されれば、医師の管理のもと、それらのより効果的で安全な利用が期待できると考え、以上のことからご指摘のよう不安はないと考えているので、再度ご検討いただき、もし有効性、安全性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれが生じるのであれば具体的にその内容を示された										1060010	西会津町	西会津町21世紀型東西融合保健・医療特区	鍼灸、指圧、マッサージ、アロマセラピー等補充・代替医療の特定療養費制度の対象への追加
090600.1																	1060010			
090600.2																	1060010			
090600.3																	1060010			

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	
0906004															11. 指圧、マッサージを保険診療と併用できるかについて あん摩マッサージ指圧については、保険診療において医師又は歯医者の治療の一環として理学療法として行われた場合には、理学療法として診療報酬を算定できることとなっている。また、あん摩マッサージ指圧師による施術として医療機関外で行われる場合には、医師が必要と判断が行われたと認められる場合には事後的に療養費として費用償還が受けられる扱いとなっている。 仮に保険医療機関として診療と並行して患者の保険外の負担においてあん摩マッサージ指圧を行った場合、療養の給付としてあん摩マッサージ指圧を評価し、償還及びその負担割合を定めた健康保険法の趣旨を没却し、既法的行為であるとなおそれがあることから、併用は認められない。 11. なお、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による別個の国家資格が設けられており、これらの施術が行われる場所は、法により施術所等の届出が必要とされており、一般論として言えば、法は医療機関が専らはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術を行うことを予定していない。	1060010				
090610	保険診療と自由診療の診療録併記の取扱い	健康保険法、保険医療機関及び保険医療費負担規則	我が国の医療保険制度は、「国民誰もが一定の負担で、いつでもどこでも安心して、必要な医療を受けられること」が原則である。このため、従来から、現行の医学水準に照らして必要適切な医療を定期的に保険導入し、保険診療として確保してきたところであり、一連の診療について保険外診療との併用を無制限に認めると、混合診療は安全性・有効性が確保されないおそれ、不当な患者負担が増大するおそれがあることから、原則として禁止されていることである。 一方、医学の進歩や患者ニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、特定療養費制度として「高度先進医療」と「特定療養費」を制度化していることである。	C		即指損の「保険診療と自由診療の診療録併記の取扱い」は、アロマセラピー等の特定療養費制度における評価を前提としたものではないが、その見受けられるが、そもそも特定療養費制度においてそれを評価することができないことと、診療録にそれらを併記することも認められない。	保険診療による西洋医療と、自由診療による鍼灸、指圧、マッサージ、アロマセラピー等の補充・代替医療が一連の診療とはみなされない場合に、患者が診療の際に複数回交付しなければならぬ負担を軽減し、また患者の診療情報を一元的に管理することを認められないが、検討し回答されたい。仮に認められないのであれば、同一の診療録に併記することによって生じる問題を明確化されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	アロマセラピー等の特定療養費制度における評価を前提としたものではないので、ご認識いただきたい。一連の診療とは見なされない状況で、統合医療の功利的かつ功利的な実態のため、保険診療と自由診療を同一の診療録に記載できないか、検討を求めているものであるとの観点から回答されたい。	C				医療保険制度においては、保険診療について診療録を整備させ、保険診療の内容や、診療報酬請求内容の妥当性の確認のための証拠書類としているものである。したがって、保険診療と保険外診療を区別せずに記載した診療録を認めた場合には、事後の指導、監査において、診療内容や請求内容の妥当性の確認に大きな支障をきたすこととなり、不正請求等の立証も困難となるおそれがある。こうした理由から、保険医療機関及び保険医療費負担規則第9条において、「保険医療機関は、診療録に療養の給付の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない」と規定しているものであり、即指損のように、保険診療と保険外診療とを診療録に併記することは認められない。	事後の指導、監査において診療内容や請求内容の妥当性が確認できるように、保険診療と全額患者負担によるアロマセラピー等の補充・代替医療の診療録への記載を区別した上で、担当医の下で一括して管理することは認められないが、検討し回答されたい。	1. 医療保険制度においては、保険診療として適切な医療を被保険者に提供する観点から、特殊診療を禁止するとともに、一連の診療行為を保険診療と保険外診療に分類すること(被保険者に提供することとしての、「いわゆる混合診療の禁止」) 2. したがって、「アロマセラピーを保険診療と一体のものとして組み込んで提供すること」「アロマセラピーを保険診療と一体のものとして提供し、事実上セットとして提供し、患者が認識を改ざること」は、この混合診療の禁止の原則により、認められない。 (患者の立場からは、保険診療として適切な医療を受け、法定の自己負担のみで医療を受けられること、混合診療の禁止を確保される恐れがある。また、医療機関としては、療養費負担規程違反(社会保険法第94条)上の契約上の義務違反となる。 3. 保険診療と保険外診療を併用して一連の診療行為を認めて(一連の診療行為の非該当)、それが患者に明らかであり、かつ患者が保険診療と独立した別個の医療サービスであることについて十分説明を受けて患者が選択するものであることが確保されていること、これは混合診療に当たらないと解釈される。また、医療機関が、医療機関において医療の提供に支障がない範囲でアロマセラピーを行うことは、一般的には関係法令上禁止はされていない。 4. 同一の患者に対して、同一の原疾患に対する保険外の診療行為と見られる行為が、同一の病状の同一の窓口で、保険診療と並行して提供される場合は、通常は一連の診療行為と見られ、混合診療の禁止に該当すると考えられるため、他の場合に比べて、上記に於いて厳格な条件設定が求められる。その厳格な条件を満たした場合には、禁止に当たらない場合が概念上ありうるものである。 5. すなわち、保険診療としての診療時ではない時に(例えば、保険の診療開始前の説明、又は待合室での視察、事前に配布された説明書等)別個の保険外の診療であることを説明し、患者の理解を得て(例えば、保険外診療であっても、国が有効性、安全性から認めた保険診療に含まれていないこと、治療の必須の診療行為ではないこと、保険外診療であること、受け手が受けたいかは患者の選択であり、費用が自己負担であること、等)について説明のうえ説明する必要がある。) 6. 同一の患者に対して、同一の原疾患に対する保険外の診療行為と見られる行為が、同一の病状の同一の窓口で、保険診療と並行して提供される場合は、通常は一連の診療行為と見られ、混合診療の禁止に該当すると考えられるため、他の場合に比べて、上記に於いて厳格な条件設定が求められる。その厳格な条件を満たした場合には、禁止に当たらない場合が概念上ありうるものである。 7. また、同一の医師が保険診療と保険外診療を担当した場合、保険診療に併せては一定の標準の診療録を記載し保存することが義務づけられているが、保険外診療に併せても、一定の標準の診療録を記載し保存することと、その保存が義務づけられているため、診療録そのものは別個に記載することが必要であるが、診療録全体について担当医のもとで一括して管理することが可能である。医師の趣向により、一つの診療録に複数の患者の来室履歴ではなく、診療関係の記録について一貫性を保持することが可能かどうか、要領の趣旨、核心であると認識している。) 8. なお、仮に保険診療との併用が認められる場合には、患者に大きいセッティング、アロマセラピーを目的として診療を受けたい保険診療を行い、その患者からも保険診療の診療報酬と自由診療としてのアロマセラピーの報酬を二重に獲得しようとした場合には、当然のことながら違法行為として保険上の措置(指定取り消し等)を講ずる可能性があることを付加したい。	1060020	西会津町	西会津町21世紀型東西融合保健・医療特区	保険診療と自由診療の診療録併記の取扱い	
0906101															7. また、同一の医師が保険診療と保険外診療を担当した場合、保険診療に併せては一定の標準の診療録を記載し保存することが義務づけられているが、保険外診療に併せても、一定の標準の診療録を記載し保存することと、その保存が義務づけられているため、診療録そのものは別個に記載することが必要であるが、診療録全体について担当医のもとで一括して管理することが可能である。医師の趣向により、一つの診療録に複数の患者の来室履歴ではなく、診療関係の記録について一貫性を保持することが可能かどうか、要領の趣旨、核心であると認識している。) 8. なお、仮に保険診療との併用が認められる場合には、患者に大きいセッティング、アロマセラピーを目的として診療を受けたい保険診療を行い、その患者からも保険診療の診療報酬と自由診療としてのアロマセラピーの報酬を二重に獲得しようとした場合には、当然のことながら違法行為として保険上の措置(指定取り消し等)を講ずる可能性があることを付加したい。	1060020				
0906102															9. 鍼灸を保険診療と併用できるかについて 医療保険においては、はり、きゅうについては、医師による適当な治療手段のない疾病であって、医学的な見地から医師がはり師、きゅう師の施術を受けることを認め、これに同意したもの限り、その段階で事後的な費用償還として、療養費として保険給付がなされる扱いとなっている。また、保険医療機関及び保険医療費負担規則第11条においては、「保険医は患者の疾病又は負担が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えることはならない」と規定されている。即ち、保険診療上は、通常の診療行為とを基本として、はり、きゅうについてはこれを補充的なものとするを基本的な考え方としているものであり、保険医療機関が、この基本的な考え方によることなく、自らの判断において通常の診療に加えはり、きゅうの施術を用いる場合には、これを禁止してはならないもの、患者から負担をとってはならない取扱いとしている。一部負担金等以外の差額取引の禁止 このように、保険診療においては、まず通常の療養の給付を行い、はり、きゅうについてはこれを補充するものと位置づけており、保険医療機関において、患者の負担の下に保険診療とはり、きゅうを併用した場合、これらの規定の趣旨を没却し、実質的に既法的な行為となおそれがあることから、併用は認められないと考える。	1060020				
0906103															10. 指圧、マッサージを保険診療と併用できるかについて あん摩マッサージ指圧については、保険診療において医師又は歯医者の治療の一環として理学療法として行われた場合には、理学療法として診療報酬を算定できることとなっている。また、あん摩マッサージ指圧師による施術として医療機関外で行われる場合には、医師が必要と判断が行われたと認められる場合には事後的に療養費として費用償還が受けられる扱いとなっている。 仮に保険医療機関として診療と並行して患者の保険外の負担においてあん摩マッサージ指圧を行った場合、療養の給付としてあん摩マッサージ指圧を評価し、償還及びその負担割合を定めた健康保険法の趣旨を没却し、既法的行為であるとなおそれがあることから、併用は認められない。 11. なお、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による別個の国家資格が設けられており、これらの施術が行われる場所は、法により施術所等の届出が必要とされており、一般論として言えば、法は医療機関が専らはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術を行うことを予定していない。	1060020				
0906104																				
090620	保険医療機関における付添看護の禁止の措置		保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。	C		家族等による付添の負担を解消するため、看護師による診療補助行為を診療報酬上評価してきたこれまでの経緯からいえば、医療の質を担保するためにも、医療法に定められた看護師の配置の標準は満たす必要がある。なお、家族等のボランティアが無償で、かつ自発的に患者の世話をすることは禁止されていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	申請対象となる規制 (1)付添看護の禁止 (2)特定療養費(室料着替料)及び保険診療の自己負担額の減額の特例 厚労省回答に対する意見(上記規制項目の番号に準ずる) (1)-1) 近(開院を予定する北原ハビテーション病院(以下「当院」とい))においては、全ての入院患者の家族に対し、特例の事項がない限り当院内において種々ボランティア活動を行うも予定。しかし、当院では家族による当該ボランティア活動を看護力の補充とする考えはなく、医療法に定められた看護師の配置の標準を満たすこと、診療報酬上評価されてきた診療補助行為は看護師、看護助手により提供することを考え。 (1)-2) 厚労省回答においては「家族等のボランティアが無償で、かつ自発的に患者の世話をすることは禁止されていない」とあるが、厚労省の趣旨は上述の通り、特例の事項がない限り全ての入院患者の家族に当該ボランティア活動を行って頂くことであり、厚労省回答の前提の外にあるもの。	C、D-1				保険医療機関及び保険医療費負担規則第11条の2においては、患者の不当な負担を防止する観点から「保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせることはならない」と定めているものであり、今回の御提案が患者の家族等が自発的に医療の提供に関わらないボランティア活動を行うことを想定しているのならば、それ自体を禁止するものではない。しかしながら、今回の御提案にあるように「全ての入院患者の家族にボランティア活動を行わせることについては、金銭的負担はないとはいえず、実質上一部負担金以外の負担を強要することにつながる」と、また、ボランティア活動を行うことに家族が同意しない患者について入院を認めないことは、医師法第19条に抵触するおそれもあることから、不適切である。	3092010	医療法人社団 北原脳神経外科病院	入院患者家族ボランティア特区	入院患者家族ボランティア特区			

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)			
090620.1								<p>(1)-3) 付添看護は、(a)患者の保険外負担が重いと、(b)患者自身が個別契約で依頼する為、チーム医療の観点から医療の質を確保する上で問題があることを理由として、平成6年の健康保険法等の改正により原則平成7年度までで廃止することとし、禁止されたことと見なされまいかと。患者(及びその家族)の負担による私的看護委員の雇用が急増とされており、その費用負担及び第三者たる私的看護委員の活動が患者に対するチーム医療の質において公平かつ公平な競争を阻害する恐れがあることと見られる。しかし、現在チーム医療においては、患者のいのちと健康を支えるには、医療者などの高度専門職業人のみならず、患者家族やボランティア、社会に生きる多くの人々の協力が欠かせないといわれている。注、また当該人は医療者の在宅療養指導員としての役割を担っており、現にチーム医療において患者家族等の協力がより重要な役割を担っており、そこで医療において患者家族等の協力がより重要であることは譲れないと考え、この為、患者家族にボランティアとして様々な院内活動を行ってもらうことで、チーム医療の一員を担ってもらい、医療者の在宅療養を促し、健康を支える環境を整えることは、厚労省の目指す方向に合致しているものと考え、</p> <p>(2)-1) 厚労省側面に対する対応策がない。</p> <p>(2)-2) 厚労省が実現した際には、入院患者家族に院内業務の一部をボランティア活動として行ってもらうことで、当院はその役割の対価を患者家族に還元したいと考える、その役割対価として、介助技術 医療知識の教授(後述)だけでなく、特定療養費、薬剤費等も提供することにより、より多くの患者によりよい療養環境を付与でき、また、保険診療の自己負担額の軽減(将来的には地域通貨を導入し、地域通貨による還元を目指す)をすることで、現在増加傾向にある受診料の負担及びその家族の経済的負担を軽減することも減少させる事ができると考えるもの。</p>										3092010				
090620.2								<p>弊申請についての追加説明 (1) 弊申請における「提案理由」に述べた通り、現在の医療保険財政状況を踏まえ、各医療機関に付けた国保一人一人が医療費を大にすることを心がける必要がある。また医療法、診療報酬体系についても、現在診療報酬上評価されている診療補助行為についても、有資格医療従事者が行う必要があるかどうかについて見直す必要があるのではないかと懸念される。この為、当院ではこのボランティア活動をボランティア特区を利用して、院内様々な業務を家族ボランティア活動として実施することで当該診療補助行為の見直しの一助となればと考え、</p> <p>(2) 家族ボランティア活動の内容としては、主に家族の方々の趣味・特技を活かした形で行うことを予定(例: 園芸等院内環境整備、散髪、陶芸指導等)。また、入院患者の在宅復帰をスムーズに行う為に、麻痺リハビリテーションについての指導を実施する。介入技術の習得を目的として入院患者(入院中の家族以外の患者を含む)の介助を行ってもらう予定。</p> <p>(3) 上記家族ボランティア活動を契機として、家族・市民が当院の運営の一助を担うことで、当院の発展に寄与し、それにより家族・市民の負担の軽減が図られることと考える。また同時に家族・市民が医療全般についての知識を得ることにより、自ら医療・医療機関を選択できる様になることが期待される。こうした活動、及び前述の地域通貨の導入を通じ、医療機関と市民とが共創する社会を実現したいと考える。 [注] 社団法人日本内科学会編「内科臨床研修指導マニュアル」、IV. 医療倫理・医療態度・コミュニケーション 3. チーム医療とコミュニケーション(東京医科大学教養部人間科学教育担当 中村千賀子著)より抜粋</p>											3092010			
090630	保険医療機関内への保険薬局の設置の否認	健康保険法第17条第1項第2号	健康保険事業の健全な運営の確保のため、保険薬局は、保険医療機関と一体的な構造とし、又は健康保険事業の健全な運営を確保するためあって、健康保険機関が院外処方せんを発行する場合に特定の健康保険機関が同一建物内にあることは、この趣旨に照らして妥当とはいえない。院外処方によって健康保険機関に調剤を依頼することに何らかの支障があるのあれば、院内処方において対応することが適当であると考え、	E												1045010	七ヶ宿町	七ヶ宿町国保診療所内の空き部屋を活用し院内に保険薬局を開設	七ヶ宿町国保診療所内の空き部屋を活用し院内に保険薬局を開設			
090640	ロボットを使用した場合における理学療法士の診療報酬算定要件の緩和	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	理学療法においては、「個別療法」は、理学療法士と患者が1対1で行った場合に算定し、実施単位数は理学療法士1人につき1日19単位を限度とする。また、「集団療法」については、1人の理学療法士が複数の患者に対して訓練を行うことのできる程度の症状の患者について、理学療法士の直接的監視のもとに複数の患者に対して行った場合に算定し、実施単位数は理学療法士1人当たり1日のべ54単位を限度とする。	C				<p>提案にあたって、当該ロボットは、下肢の運動療法治療(急性期における関節可動域運動、回復期における歩行練習)に関する指導について、御省の回答にある医療用具とは異なり、理学療法士が行うリハビリメニューの一部を同等の技量により実施できると考えている(提案書添付資料において能力の検証がなされている経路)。結果として、御省は「個別療法とした場合、患者の状態を個別に監視しながらリハビリテーションを行うものと回答されているが、予め処方された当該ロボットで対応可能なリハビリ治療を実施している間、看護補助者等を配置し患者の容態が急変した場合などにおいて、当該ロボットが急変する医療機関により治療の中止(注)は能力の変更等を行う措置を講ずることとした場合、現在の個別療法と比較してどこが不足している点なのか明確にしたいと考えている。</p> <p>患者の不意な動きに対して操作者がいつでも停止できる「本体緊急停止スイッチ」。</p> <p>患者が急な痛みを感じた場合いつでも停止できる「患者停止スイッチ」。</p> <p>所定の動作から力や速度、及び位置のずれが生じた場合に、これらのずれを自動的に検知し、停止する「自動停止機能」。</p> <p>患者の不意な動きなどに対して患者への負担が減少するようにロボットアームが柔らく動作する「過負荷防止機能」。</p> <p>患者の不意な体動などに起因する装置本体の位置ずれを検出して停止する「位置ずれ監視機能」。</p> <p>万一、ロボットアームの隙間に手を挟んだ場合に自動停止する「挟み込み防止機能」。</p> <p>体温や血圧、脈拍などの外部生体情報モニターからの信号によって減速、停止する「バイタルサイン監視機能」。</p>	C、D-1										3109010	株式会社 安川電機	ロボット開発・実証実験特区	ロボットを使用した理学療法士の診療報酬算定に関する規制の緩和
090650	慢性心不全患者に対する家庭内医療機器使用の医療保険適用化	医療法、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	医療従事者以外の者が自動体外除細動器(AED)を使用した場合、医師法第17条違反となる。	C				<p>規制特例提案書2-2への記述内容のみでは正確に特区事業全体の構想と、規制緩和項目の内容を表現できていなかったことでもありますが、次の観点から再度ご検討いただこうお願い申し上げます。「遠隔操作によって除細動器を監視・操作する」という行為は最終的な慢性心不全患者に対する医療・監視システムイメージを示したもので、今後システム構築の研究に取組み、有効性・安全性をさらに検討する必要があることはご指摘のとおりです。現時点では自動体外除細動器の家庭内配備と患者家族の蘇生を体得および自動除細動器使用をまず実現させ、慢性心不全患者在宅医療の安全性を高めたいと考えております。すでに、国内においては一定の条件を満たせば、一般市民の自動体外除細動器使用を認める方向で検討を開始されたことになっております。したがって今回の規制緩和の提案としては「在宅人工呼吸器管理装置」と同様に、既に医療用具として承認されている自動体外除細動器の在宅での使用についても「在宅自動除細動器管理装置」のような名称で機器設置保守費用に対する保険適用を認めて欲しいというのが本質的な提案内容です。これによって家庭内救命医療に取組む、さらに安全性と有効性を備えた救命システム構築の継続としたいと考えております。ぜひとも再度ご検討を頂きますようお願いいたします。</p>	C、D-1										2023050	山台市	国際知的産業特区	慢性心不全患者に対する家庭内医療機器使用にかかる健康保険適用化
090660	国民健康保険料の徴収権及び滞付請求権の消滅時効期間の延長	国民健康保険法第110条	国民健康保険料の徴収権及び滞付請求権の消滅時効期間は2年としている	C				<p>提案を認められない理由が「徴収に係る事務が膨大となり、事務が非効率になる等」の市町村の側の問題であるのあれば、地方公共団体の自主的な発意に基づいて特例が適用される特区制度において、収納確保に資するものと考えられる。一方、不安定な債権債務関係が長期に遡ることや徴収に係る事務が膨大となり、事務が非効率になる等、時効の延長に問題のある市町村があること、徴収権の時効を2年という短期間としている取扱いが社会保険制度共通の取扱いであることと考慮すると延長することはさらなる検討を要するものである。</p> <p>特区は地域の特性に応じた規制の特例を導入するものであり、それぞれの市町村がそれぞれに特別措置の申請をするか否かは、国保料と国保税を選択すると同時に各市町村の判断と考える。本市の場合は、国民健康保険法第76条に基づき国保事業に要する費用は原則国保料で賄うこととされていること、さらに将来的には国保税では採用できない「住民税方式」の導入を検討していることから、保険料制度による特区の提案を認めることであり、国保料と国保税は本質的に同一の性格のものであり、同じ社会保障制度である国保税のみ地方税として優先される明確な理由を示していただきたい。</p>	C										1065010	広島市	国民健康保険料徴収権に関する特区	国民健康保険料の徴収権及び滞付請求権の消滅時効期間の延長

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例推進事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)				
090720.1								以上の観点から、本提案により株式会社医療法人の社員たる地位及び社員組合における議決権を得ることは、医療法人における非営利性の喪失に繋がることは考えられないため、再度ご検討頂き、その見解及び今後の方針について具体的に提示されたい。 さらに、株式会社が経営に参画することにより、医療法人が利益最大化を図り、医療費の高騰に繋がる等の論理展開においては、医療法人におけるどのような意思決定に株式会社が参画すると、医療法人が利益最大化を図ることによる医療費の高騰、という現象が発生するかを具体的にご提示頂きたい。 に関しては、本提案は医療法人における資金調達を円滑化し、「IT化、医療機器等の向上により、より良い医療サービスの提供すること」を目的としており、そのためには組織的な投資が不可欠との結論に至ることは「提案理由」として述べさせて頂いた。よって、ご回答頂いた現状の制度については理解しているが、特区において特例的に容認して頂くよう再度ご検討頂き、その見解及び今後の方針について具体的に提示されたい。 に関しては、本提案は医療法人における資金調達を円滑化し、「IT化、医療機器等の向上により、より良い医療サービスの提供すること」を目的としており、株式会社医療法人に対して出資すると同時に医療用サービスを提供するためのソリューションを提供することを可能とする見直しを、そのためには、経営に参画するための社員としての地位と社員組合における議決権の付与が不可欠と考える。 以上の観点から、再度ご検討頂きその見解及び今後の方針について具体的に提示されたい。											3050010				
090730	医療機関を経営する医療法人の株式会社への組織変更	医療法(昭和23年法律第105号)第7条第5項	営利法人が病院又は診療所を開設することは認めない。但し、特区における株式会社の医療への参入に係る取扱いについては(成案)において、「特区においては株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設することを認めることとされており、これを踏まえ、現在、医療法等の特例措置を講ずるための特区法の改正作業を行っている。	C		既存の病院又は診療所において開設主体の変更を行う場合には、新たに開設許可を受ける必要があるが、株式会社の医療への参入については、事業活動により利益が生じた場合には株主に還元しなければならない株式会社の本質によって、医療費の高騰を招く恐れがあり、最大の課題の一つである医療費の抑制に支障を来しかねない。利益が上がらない場合の撤退により、地域の適切な医療の確保に支障が生じるおそれがあること、など様々な懸念があるため、適当でない。									3101010	医療法人東恵会	現医療法人から株式会社組織への変更容認特区	現在医療機関を経営している医療法人の株式会社への組織変更					
090740	外国人医師による邦人に対する医療行為の容認	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)	外国医師は、厚生労働大臣の許可を受けて、臨床研修を行うことができる。	D-1		本年4月より、臨床研修制度において、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行う教授を目的として入国する外国医師について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化したところであり、この枠組みの中で、外国医師が日本人に対する医療行為を行い、医学交流による日本医師のスキルアップを行うことは可能であるが、医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医療の専門的な知識・技能、患者・家族や他の医療従事者等との日本語によるコミュニケーション能力などを有することが必要であり、それを確認する上で我が国の看護師免許の取得は不可欠であることから、外国の医師資格を有する者をそのまま我が国に受け入れ、業務に従事させることはできない。	左の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D-1	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医療の専門的な知識・技能、患者・家族や他の医療従事者等との日本語によるコミュニケーション能力などを有することが必要であり、それを確認する上で我が国の医師免許の取得は不可欠であることから、外国の医師資格を有する者をそのまま我が国に受け入れ、業務に従事させることはできない。 なお、ご提案の医学交流による日本医師のスキルアップについては、臨床研修制度により行うことが可能であるため、同制度を活用されたい。						3002010	株式会社国際高等研究所	国際メディカルセンター特区	外国人医師の医療行為の容認				
090750	外国人看護師が日本国内で看護業務に従事することの容認	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第11項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法律第91号)第16号(法別添第102の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動)	外国人看護師が、我が国で看護業務に従事するためには、日本の看護師免許を取得する必要がある。外国で看護教育を受けた者については、「在任者」等の在留活動に制限のない在留資格を有する場合には、国家試験を受験し、看護師免許を取得することにより、看護業務に従事することができる。 日本の看護専門学校を卒業し、日本の看護師免許を取得した外国人は、「医療」の在留資格を取得し、4年間研修として業務に従事することができる。	C		医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医療の専門的な知識・技能、患者・家族や他の医療従事者等との日本語によるコミュニケーション能力などを有することが必要であり、それを確認する上で我が国の看護師免許の取得は不可欠であることから、外国の看護師資格を有する者をそのまま我が国に受け入れることはできない。 なお、専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れについては、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、より積極的に推進することとされており、FTA交渉における諸外国からの受入体制も踏まえ、我が国の労働市場への影響や相手国における同様の受入体制等を勘案しつつ、FTA交渉において環境整備を検討していくこととしている。	「FTA交渉において環境整備を検討」があるが、現在の検討状況及び今後のスケジュールを明確化するとともに、当該検討内容について、特区において先行的に実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。		C	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医療の専門的な知識・技能、患者・家族や他の医療従事者等との日本語によるコミュニケーション能力などを有することが必要であり、それを確認する上で我が国の看護師免許の取得は不可欠であることから、外国の看護師資格を有する者をそのまま受け入れるのではなく、日本語能力、専門知識、能力を試験等により確認した上で、一定の分野に限り受け入れるという前提であるが、そもそも患者本位の医療を実現する上で、コミュニケーションの確保は基本であること。また、様々な病態に応じて医療チームの下で適切な看護サービスを提供することが必要であること。さらに、緊急時には即時の対応をとることが求められることから、特定の業務を区分して特別な措置を認めることは困難である。 なお、FTA交渉事項を特区において先行的に実施することは、交渉に悪影響を与える恐れがあることから慎重に取り扱う必要がある。					3009010	ガジェット アスラン	外国人看護師の日本の就労を認める規制緩和	外国人看護師の日本での就労を認める規制緩和					
090760	あん摩マッサージ指圧師の資格取得に係る要件の緩和	あん摩マッサージ指圧師の資格取得に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項	あん摩マッサージ指圧師の免許は、3年以上養成施設において必要な知識及び技能を修得し、あん摩マッサージ指圧師試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。	C		医療関係資格は、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その養成課程において一定水準の教育を確保し、さらに、一律の国家試験を実施することにより、その資質を厳正に確保することが必要である。したがって、ご提案の学習施設における教育のみをもって、医療関係の国家資格を与えることは困難。									1095060	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まごごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まごごとキャンパス特区					
090770	精神保健指定医によるITビデオを利用した診療の容認	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第1項第1号、第33条第3号、情報通信機器を用いた診療(いわゆる遠隔診療)について平成9年12月24日(健政発第1075号)(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)	精神保健指定医による診療の結果、精神障害者であり、医療及び入院の必要がある者であって、当該精神障害者のために第2条の1の規定による入院が行われる状態にない」と判定されたもの等については、精神病院の管理者は、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院(医療保護入院)させることができる。	C		精神保健福祉法上の医療保護入院、身体拘束等の患者に対する強制力を持った措置の実施に当たっては、以下の理由からテレビ電話等を利用した診療を行うことは認められない。 テレビ電話等を利用した診療は初診及び急性期の患者に対しては行うべきではない。本提案に記載された精神保健指定医の診療の対象となる精神障害者は急性期の患者であるため、テレビ電話等を利用した診療は行うべきではない。 テレビ電話等を利用した診療については、本人の同意を得る必要がある。本人の同意を得るためには、本人の同意がなくてもその者を入院(医療保護入院)させることができる。 医療保護入院等の決定後においても、必要に応じて、患者に対する強制力的拘束等に関する精神保健指定医がその都府県を去る必要があるが、テレビ電話を用いた診療では的確かつ迅速な診療を行うことが困難である。									3017010	財団法人 成研会	IT化テクノロジーを利用した管理医療特区	ITテクノロジーを利用した管理医療特区					

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の種類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	
090780	言語聴覚士及び作業療法士による遠隔介護診療の医療保険適用化	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	医師の指示の下に、保険医療機関において言語聴覚士又は作業療法士がそれぞれ言語聴覚療法又は作業療法を行った場合には、所定の診療報酬を請求できる。	C		疾病又は負傷の治療としての言語療法、作業療法は、患者の状態を個別に見ながら、直接に行うものを診療報酬上評価しているものであり、現在のところ、テレビ電話により行われる言語聴覚療法、作業療法は、医学的な有効性、普及性等が確立しておらず、診療報酬上評価することは困難である。									3077010	株式会社/グワ	遠隔介護医療の診療報酬認定の緩和	遠隔介護医療の診療報酬認定の緩和		
090790	未承認ヒト細胞組織医療機器を使用した臨床研究の容認	薬事法 第14条	医薬品・医療用具の製造等の際には品目毎の承認を必要とする。	D-1	III	未承認医療機器を医療機関で臨床研究するという要望の目的を達成するためには、患者に対する倫理的な保護等の観点からも薬事法上の治験として提供されるべきと考えられる。特に、細胞組織医療機器については、感染症等に関するリスクもあり、患者に対する補償等の責任を明確にした治験の対応を検討する必要がある。	ヒト細胞組織を使用した再生医療技術を開発する際には、治験を開始する前に、細胞と足場(スキャフォールド)の組み合わせの最適化等が必要となるが、試行錯誤を繰り返す当該臨床研究段階においては、治験申請に必要な症例数を集めることは現実的であり、結果として、未承認ヒト細胞組織医療機器を治験として提供されることは行われていないことを踏まえ、医療機関倫理委員会による承認や患者に対する補償の責任の明確化などの適切な代替措置を講じる場合には、提案を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	再生医療は細胞を扱うという特殊性があるにも関わらず、すでに臨床現場において臨床研究という形で実際に治療が行われている。この臨床研究は、細胞の培養だけではなく、同時に使用する足場(スキャフォールド)の開発が必要である。足場は細胞と細胞を構築する重要な役割を担っており、より効果の高い組織再生を可能にするためには、細胞と足場の組み合わせ技術の開発が必要である。足場は、既に臨床現場で広く使われている。細胞と足場の組み合わせ技術の開発は、細胞と足場の組み合わせの最適化等が必要となるが、試行錯誤を繰り返す当該臨床研究段階においては、治験申請に必要な症例数を集めることは現実的であり、結果として、未承認ヒト細胞組織医療機器を治験として提供されることは行われていないことを踏まえ、医療機関倫理委員会による承認や患者に対する補償の責任の明確化などの適切な代替措置を講じる場合には、提案を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	D-1	III	未承認医療機器を医療機関で臨床研究するという要望の目的を達成するためには、患者に対する倫理的な保護等の観点からも薬事法上の治験として提供されるべきと考えられる。特に、細胞組織医療機器については、感染症等に関するリスクもあり、患者に対する補償等の責任を明確にした治験の対応を検討する必要がある。				3036010	オステオジェネシス株式会社、スラムセルサイエンス株式会社	再生医療分野における実用化推進プロジェクト	未承認ヒト細胞組織医療機器を使用した臨床研究の容認		
090790.1								再生医療は細胞を扱うという特殊性があるにも関わらず、すでに臨床現場において臨床研究という形で実際に治療が行われている。この臨床研究は、細胞の培養だけではなく、同時に使用する足場(スキャフォールド)の開発が必要である。足場は細胞と細胞を構築する重要な役割を担っており、より効果の高い組織再生を可能にするためには、細胞と足場の組み合わせ技術の開発が必要である。足場は、既に臨床現場で広く使われている。細胞と足場の組み合わせ技術の開発は、細胞と足場の組み合わせの最適化等が必要となるが、試行錯誤を繰り返す当該臨床研究段階においては、治験申請に必要な症例数を集めることは現実的であり、結果として、未承認ヒト細胞組織医療機器を治験として提供されることは行われていないことを踏まえ、医療機関倫理委員会による承認や患者に対する補償の責任の明確化などの適切な代替措置を講じる場合には、提案を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。									3036010			
090800	アメリカ、EU諸国で承認されている医薬品、医療材料の使用の限定的自由化	薬事法 第14条	医薬品・医療用具の製造等の際には品目毎の承認を必要とする。	D-1	III	薬物の使用については、当該薬物の有効性及び安全性が評価された医薬品として承認されたものを用いるべきであり、企業が当該薬物の薬事法上の承認を得るべきである。未承認医薬品等を保険適用の下で使用するという要望の目的を達成するためには、患者に対する倫理的な保護等の観点からも薬事法上の医師主導治験を含めた治験として提供されるべきと考えられる。なお、抗がん剤の適応外使用については、国民のニーズにすまやかに対応する観点から、特定療養費制度を活用して、承認前から保険診療と併用できるよう措置することとしたところである。	アメリカやEU諸国において有効性及び安全性が評価された上で承認されている医薬品等を、日本で使用することが認められない理由を明確化されたい。アメリカやEU諸国における医薬品等の承認に係る審査の基準、体制等が、日本と比較して不十分である場合は、その点についても説明されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案主体は、提案時にその他(特記事項)として、「厚生労働省側がアメリカ、EU諸国の審査体制にはつきつきあることを疑問視するものであれば、具体的に当該国の中から国名を指定し、指定された国において承認されたものについて輸入、使用を行うということもよい。また本提案で2カ国以上で有効性、安全性の確保の観点から、その用法用量や機能効果等を外国での用法用量や機能効果と異なるものとする必要がある場合もあることから、当該医薬品について、日本においても欧米の諸国と同様に行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。医療機器については、各国での規制が異なり、規制の同一性の確保が困難であることから、行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。したがって、医薬品又は医療機器の有効性、安全性の確保において、国内未承認の医薬品又は医療機器は、薬事法に基づく治験により提供するが、又は薬事法に基づく承認を取得した上で使用されるべきである。なお、医薬品の承認審査における外国の臨床試験データの取扱いについては、可能な限り承認申請の資料に利用できるよう運用しているところである。	D-1	III	未承認医薬品等を治験の中で用いられ、当該医薬品等にかかる費用を除き保険適用下で使用することが可能である。外国で使用されている医薬品であっても、国内で使用の際に、有効性、安全性の確保の観点から、その用法用量や機能効果等を外国での用法用量や機能効果と異なるものとする必要がある場合もあることから、当該医薬品について、日本においても欧米の諸国と同様に行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。医療機器については、各国での規制が異なり、規制の同一性の確保が困難であることから、行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。したがって、医薬品又は医療機器の有効性、安全性の確保において、国内未承認の医薬品又は医療機器は、薬事法に基づく治験により提供するが、又は薬事法に基づく承認を取得した上で使用されるべきである。なお、医薬品の承認審査における外国の臨床試験データの取扱いについては、可能な限り承認申請の資料に利用できるよう運用しているところである。						3085010	東京大学医学部附属病院	健康づくり特区	アメリカ、EU諸国で承認されている医薬品、医療材料の使用の限定的自由化
090810	アメリカ、EU諸国で承認されている国内未承認の抗がん剤の使用の容認	薬事法 第14条	医薬品・医療用具の製造等の際には品目毎の承認を必要とする。	D-3	IV	薬物の使用については、当該薬物の有効性及び安全性が評価された医薬品として承認されたものを用いるべきであり、企業が当該薬物の薬事法上の承認を得るべきである。承認までの未承認薬の提供については、患者に対する倫理的な保護等の観点からも薬事法上の医師主導治験を含めた治験として提供されるべきと考えられる。なお、国際的にも効果が認められている抗がん剤の適応外使用については、厚生労働省においても有効性等の根拠が明らかなものから順次迅速な承認申請を促す方針を平成15年11月21日の薬事・食品衛生審議会において示しており、今後適用外の効能追加を進める予定。なお、抗がん剤の適応外使用については、国民のニーズにすまやかに対応する観点から、特定療養費制度を活用して、承認前から保険診療と併用できるよう措置することとしたところである。	アメリカやEU諸国において有効性及び安全性が評価された上で承認されている医薬品等を、日本で使用することが認められない理由を明確化されたい。アメリカやEU諸国における医薬品等の承認に係る審査の基準、体制等が、日本と比較して不十分である場合は、その点についても説明されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「医薬品に関する治験データ」の国際的な相互受け入れ(ICH)を積極的に取り、特に「規制が明確と思われない」民族的要因の克服を取り除きアメリカ、EU諸国において承認された薬品の承認を可能とする。併せて、医薬品の開発において革新的な新薬の開発は日本よりもアメリカ、EU諸国の方が多く、かつアメリカや英国などで開発された医薬品は自国よりも他国での販売の実績が多く、むしろ使用を認めたほうがメリットがある。としてアメリカ、EU諸国の承認薬に関するデータの国際的な相互受け入れにより使用を認めていただく(提案させていただきます)こと、この件についての回答をいただきたい。	D-1	IV	未承認医薬品等を治験の中で用いられ、当該医薬品等にかかる費用を除き保険適用下で使用することが可能である。外国で使用されている医薬品であっても、国内で使用の際に、有効性、安全性の確保の観点から、その用法用量や機能効果等を外国での用法用量や機能効果と異なるものとする必要がある場合もあることから、当該医薬品について、日本においても欧米の諸国と同様に行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。医療機器については、各国での規制が異なり、規制の同一性の確保が困難であることから、行政機関が独自に審査を行い、承認を得た上で使用されるべきものである。したがって、医薬品又は医療機器の有効性、安全性の確保において、国内未承認の医薬品又は医療機器は、薬事法に基づく治験により提供するが、又は薬事法に基づく承認を取得した上で使用されるべきである。なお、医薬品の承認審査における外国の臨床試験データの取扱いについては、可能な限り承認申請の資料に利用できるよう運用しているところである。						3002020	株式会社国際高等研究所	国際メディカルセンター特区	米里、EU諸国で承認されている国内未承認の抗がん剤の使用
090820	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低毒性産業用大麻品種の除外	大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条	大麻取締法第1条で「大麻とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」と規定されている	C		大麻の幻覚成分は微量の摂取で精神作用が発現することから、たとえ低濃度であっても、乱用のおそれがある。また、幻覚成分含有量の少ない大麻から含有量の多い大麻への転換も容易にできる。そのため、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するため、幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制する必要がある。									1048010	美麻村	産業用大麻を活用した新産業創造特区	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義からの低毒性産業用大麻品種の除外		

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
090870	C/Q審査業務の適正規模化と関内における審査実施に係る規制の特例	検疫法	検疫感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的として、入国者に対し質問、診察、検査等を行い、その結果に応じ隔離、帰国等、様々な措置をとることとしている。	C	検疫業務を行うにあたっては、検疫感染症に関する知識のみならず、診察、採血等の医療行為、感染症の拡大を防ぐための応急措置等、医師としての判断等が必要とすることから、検疫所に医師を配置しているところであり、税関職員に権限を委任し、対応することは不可能である。	国際ビジネス機旅客の多くは、著名な財界人や文化人等であり、審査対象の属性、規模も限定されている。職員が併任し、其々の業務遂行に必要な専門性を備えればよいのではないか。法令上、一人の職員に税関、出入国管理、検疫の審査を委任することができないこととなっているのか確認されたい。提案には「米国では、入管、検疫から権限委任を受けた税関職員が一人で関内まで出向いて審査している」とあり、これも踏まえて、提案が実現できないか、検討されたい。また、地域再生の推進のため施策の連携は重要であることから、これを踏まえ本提案が実現できないか再度検討し回答されたい。	1 「検疫業務を行うに当たっては、検疫感染症に関する知識のみならず、...医療行為...応急措置等、医師としての判断等が必要とすることから検疫所に医師を配置していることである。...権限委任は不可。この点について、特区においてはビジネス航空旅客のみを対象とし、国際貨物の輸出入などは併任しないため、対象は乗員及び旅客とその携行物等に限定する。併任の業務を行う「検疫官」には特例の権限(第11条)「検疫官による有症者の検診(第12条)」「患者の隔離、消毒(第14条)」等、高度な専門性は求められていないため、実際上も事務官が「検疫官」としてその職務に当たっている。また、「有症者の診察や病歴の検査」(第13条)については、現行の運用でも検診官等が検疫業務を兼任していることから、引き続き併任の手立てを採れば支障はない。なお、検疫飛行機である機内空間では、検疫所から国際便があるため「検疫官」の名が国際対応。審査から申告があった場合のみ空港地区内の検診室に往診に来てもらっており、旅客が希望すれば、健康課を配付することで電話係の往診もお願いまま検診室(は検診)に行かせる。ものであり、あくまで権限の所在は「検疫所長」にあるため、「検疫官」以外の者による実際の業務実施にも制約が、厳格に強制力を持つないため、検疫官においても実施が可能である。今度の特区提案の内容については、米国では国際ビジネス機に対して一般的に行われている方法であり、特区において実現できないか再度検討しご回答いただきたい。なお、今回提案した関内における検疫実施は可能と考えてよいのか。	C D-1	検疫所における検疫業務は、検疫官(医師、看護師、衛生検査技師等の技官、事務官)が航空機の発着地等の感染症の流行状況に応じ、業務を分担して実施しているものであるが、検疫法に基づき(感染症の患者等)についての隔離、伊籍等の判断には、検疫官からの報告が重要な要件となるため、検疫官は高度の専門性を身に付け、的確な判断を行えることが検疫法の運用上求められている。従って、検疫官の補職条件として大学等で専門教育を受けた技術系職員若しくは2年以上の検疫業務を経験した事務系職員と定め、少人数で検疫を行えるに必要の経験を備えた検査士で対応しているところであり、検査消毒等が必要と予想される場合には、技術系職員がその対応にあたることである。さらに SARS 等感染症が問題となっている今、厚生労働省本省、他の検疫所、地方自治体等との連絡協力体制が重要であり、平常時から患者発生を想定した措置訓練等により、この体制の構築を図っているところであるが、検疫業務を検疫所職員以外が行った場合、特に緊急時に混乱を生じる事が予想される。以上のことから、税関職員に権限を委任し、対応することは不可能である。なお、関内での検疫については、入国者の状況(健康状態、人数等)、空港、航空機の設備等に応じて、可能な限り対応を実施したいと考える。						1078090	愛知県、名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町、名古屋空港活用促進協議会、日本貿易振興機構、日本ビジネス航空協会	開国！国際ビジネス機特区	C/Q審査業務の適正規模化と関内における審査実施に係る規制の特例	
090880	検疫所における輸入食品の検査体制の強化・充実	食品衛生法	検疫所では、輸入食品等について幅広く監視(モニター)し、違反が発見された場合には検査を強化するなど、必要に応じた輸入時の検査体制を構築することを目的として、モニタリング検査制度を導入している。	D-1	モニタリング検査は検体の取のみを行い、その試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができるもので、執務時間外の検査を行わなくても貨物の流通を妨げるものではない。また、検査に先立って必要な食品等輸入届出システムについても、多くの場合は事前届出制度等により、食品等の輸入貨物が港に滞留することはないことから、本事項については、現行制度で対応可能である。	検疫所の執務時間外の輸入食品の検査体制の強化・充実の要望についても、回答されたい。		D-1	モニタリング検査は、試験結果の判定を待たずに輸入手続きを進めることができるので、貨物の流通を妨げるものではない。また、食品等輸入届出システムについて、多くの場合は事前届出制度等により、食品等の輸入貨物が港に滞留することはないが、全国における平成15年の届出件数約16万7千件に対し、執務時間外対応が約40件と多少なりとも要望があることから、今後事前届出制度の活用等、現行制度の効率化を図りつつ適切に対応するとともに、平成16年度予算(案)においても、24時間フルオープン化に対応できるよう輸入食品監視支援システム(FAINS)の拡充、主要港等の食品衛生監視員の増員等、行政需要に見合った適正な人員配置を図ることとしている。					2004020	神戸市	国際みなと経済特区	輸入食品の検査体制の強化・充実		
090890	化製場の移転・増設・継承等の手続きの簡易化	化製場等に関する法律第3条及び第4条	化製場を設けようとする者は、化製場法において都道府県知事の許可を受けなければならないこととしており、都道府県知事は、化製場の設置場所が、人家が密集している場所、飲料水が汚染されるおそれのある場所、その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずおそれのある場所として指定する場所のいずれかに該当するときは、設置の許可を与えないことができる。また同法では、化製場設置の変更届出については、条例で定める事項につき届出を要することとしている。	D-1	ご要望の趣旨は、一定の事例について、より簡易な許可手続とすることを求めるものであると想定するが、化製場においては、許可を要するか否かの判断は都道府県知事にあり、許可の基準の詳細部分や許可の手続についても条例に委ねられている。	地域再生推進の観点から、地方公共団体における権限委譲が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行法及び条例に基づき(手続きには制約や制限が多く化製場設置者にとっては時間と労力を必要としている現状にある。既に華加市は埼玉県から権限移譲を受け、条例等の運用を実施しているところであるが、さらに手続きの簡素化を図るため、特区による華加市独自の条例制定を可能としたい。(地方自治法252条の2の17の2)に基づき(権限移譲は県の担当は現在のところ考えていない)。	D-1	化製場の設置等の手続に関する事項は都道府県等の規則により規定されているため、手続の簡素化を求めると趣旨の趣旨は地方自治法に基づき(権限委譲により実現が可能である。なお、条例制定を定める点については、化製場規制について条例で定める事項は、化製場の構造設備の基準等という、化製場設置にあたっての権利義務規制を行うための基本的部分であり、手続の簡素化という趣旨とは異なるものであると考える。					1185010	華加市	安全で活力あるまちづくり特区(華加市はアジアのフィレンツェを目指す)	化製場の移転・増設・継承等の手続きを簡易化する		
090900	猟場で捕殺した野鳥等の食肉処理施設への搬入の音認	食品衛生法施行令第5条	食肉処理業は、食用の目的で食鳥若しくは獣畜(食鳥検査法という食鳥及び畜場法という獣畜を除く。)をとぎつし、若しくは解体する営業である。と畜場法で規定する「獣畜」は、牛、馬、豚、めん羊、山羊をいい、食肉処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律で規定する「食鳥」は、鶏、あひる、七面鳥をいう。	D-1	食肉処理業を営む施設における処理工程においては、処理物が生体でなければ処理してはならないとの規定はない(食品衛生法施行令第5条第3号の3)ことから、捕殺した野鳥物を当該施設に持ち込み、解体・処理することは現行規定でも対応可能である。										1068030	阿仁町	マタギ特区構想	猟場で捕殺等	
090910	普通民家で民宿を営む場合における自家水道による未消費の水の使用の音認	(飲食店営業に関して)食品衛生法第20条	飲食店営業等の営業を営もうとする者は、都道府県が条例で定める基準を満たし、都道府県知事等の許可を得なければならない。	D-1	飲食店営業等の施設の基準や使用する水については、都道府県が条例で定めている。なお、提案主体が所在する自治体の条例では、水道水以外に、塩素殺菌と同等以上の効力を有する殺菌方法により処理された飲用適の水の使用を認めているものと承知している。また、食品の規格基準において、清涼飲料水の原水等は水道水又は飲用適の水を用いることとされており、必ずしも塩素殺菌した水であることを求めている。										1143015	神流町	かんな田舎体験交流特区	普通民家での民宿経営(食品衛生法関連)	
090920	普通民家で民宿を経営する場合における旅館業法上の規制の緩和	旅館業法第3条、旅館業法施行令第1条、第2条、旅館業法施行規則第5条	民宿(簡易宿所営業)を営もうとする者は都道府県知事等の許可を得る必要であるところ、客室の延床面積が33㎡以上であること、適当な数の便所を有すること等が構造設備の要件として旅館業法施行令に定められている。しかし、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合には、上記客室の延床面積要件は適用されないこととされている(旅館業法施行規則第5条)。	D-1	簡易宿所営業の施設の構造設備要件につき、旅館業法施行令上、トイレについては適当な数を有することという抽象的にしか規定されておらず(同令第1条第3項第4号)、さらに、調理場及び夜間帳場にいたっては要件は規定されておらず、具体的要件は、都道府県が条例で定めている(同第7号)。また、最低客室延床面積要件については、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設、特定の季節に限り営業を営む場合及び交通が著しく不便な施設であって利用度が低い場合は、適用除外とされている(旅館業法施行規則第5条第2項)。										1143011	神流町	かんな田舎体験交流特区	普通民家での民宿経営(旅館業法関連)	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	
091010	満15歳に満たない演劇子役の就労可能時間の午後10時までの延長	労働基準法第56条第2項、第61条第5項	労働基準法第56条において、義務教育期間(満15歳に達した年の年度末)までの児童の使用は、原則として、禁止されている。例外として、製造業、建設業などの事業以外の非工業的職業に係る職業で、児童の健康・福祉に有害ではな(軽易なものについては、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、満13歳以上の児童を修学時間外に使用できることとされており、また、映画製作・演劇の事業については満13歳未満の児童も修学時間外に使用することができるとされている。また、同法第61条において、使用者は児童を使用する場合には午後8時から午前5時まで使用してはならないこととされている。	C D-3	構造改革特区第3次提案案において同一の要望がなされており、これに対しては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)により、全国において実施する規制改革事項として、平成16年度中に、義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時から午後9時までに延長することを検討し、措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。、ものとされたところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				現在、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)及び「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する対応方針について」(平成15年12月26日閣議決定)を踏まえ、義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時から午後9時までに延長することを検討しているところである。	検討を前倒しできないか、回答されたい。		C D-3	現在、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)及び「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する対応方針について」(平成15年12月26日閣議決定)を踏まえ、義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時から午後9時までに延長することを検討しているところである。今後は、審議会の議論等を踏まえつつ当該検討を進めることとしており、前倒しは困難である。	1120010	横浜市	文化芸術創造交流特区	満15歳に満たない演劇子役の就労可能時間の延長		
091020	女性消防吏員の活動の制限等の撤廃	労働基準法第64条の3に規定する女性労働基準規則第2条及び第3条	労働基準法第64条の3、女性労働基準規則第2条及び第3条により、妊婦にとっては、妊娠の正常な維持・継続、それに引き続く出産、さらには母乳による育児等に、産婦にとっては母乳による育児等に、妊婦以外の女性にとっては、妊娠又は出産に係る機能に有害である業務が指定され、就業が制限されているところ。	C	重労働を取り扱う業務及び鉛、水銀等有害物を発散する場所における業務への女性の就業については、男女の生理的機能の差異や母性保護の必要性にかんがみ、労働基準法における最低限の基準として全国一律に制限されているものであり、女性消防士に限って当該制限を撤廃する合理性はないことから、特区として対応することは不適切である。										1180010	早稲市	安心で便利な行政サービス特区(女性消防士とベテラン消防士が守るまちの安全)	女性消防吏員と再任用消防職員の権限を拡大する		
091031	有期労働契約に係る要件の緩和(原則5年、一定の場合5年)	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」において、有期労働契約の契約期間の上限を1年から3年に延長するとともに、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については、その期間の上限を5年とする改正を行い、平成16年1月1日から施行されることとなっている。	E	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」において、有期労働契約の契約期間の上限を1年から3年に延長するとともに、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者については、その期間の上限を5年とする改正を行い、平成16年1月1日から施行されることとなっている。											3076050	株式会社東京総合研究所	い、しゅく、じゅう、ゆう、がく、外国人起業家と地域住民が共生できる特区(エリア)の創生	有期労働契約の要件の緩和	
091032	有期労働契約に係る要件の緩和(5年)	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」において、有期労働契約の契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者、その期間の上限については3年から5年へと改正し、平成16年1月1日より、施行されることとなっている。	C	第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持向上させるために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、主要理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業側の雇い方の選択権を狭めており、雇用機会、就労機会を損なっている」との指摘に対応するものと考え、 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則1年(一定の場合は1年)までの延長としたことであるが、当該改正に対しては、国会における改正法案の審議過程において、雇用労働者が有期労働契約へ置き換えられるといった常用代替や、事業上の若年定期雇用につながるおそれがあるのではないかといった強い懸念が示されるとともに、 「有期労働契約の上限の延長に伴い、持家の賃金が強まるため、労働者に退職の自由を認めらるべきではない」との強い懸念が示されたところである。 このため、審議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 この規定を追加する旨の修正がなされたものであり、こうした経緯にかんがみ暫定措置が規定されたことをもって有期労働契約を更に延長することは不適切であり、御要望にお応えすることは困難である。 一方、有期労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験をもって高度、な専門的知識等を有する労働者を対象としていることや、雇入れ及び労働契約の締結において「短期1年」の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、雇入れの労働条件を定めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、労働政策審議会の御意見を聞き、これらの趣旨に沿った適切な範囲を定めたところである。												5021004	社団法人日本経済団体連合会		有期労働契約に係る規制の緩和
091032	有期労働契約に係る要件の緩和(5年)	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持向上させるために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、主要理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業側の雇い方の選択権を狭めており、雇用機会、就労機会を損なっている」との指摘に対応するものと考え、 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則1年(一定の場合は1年)までの延長としたことであるが、当該改正に対しては、国会における改正法案の審議過程において、雇用労働者が有期労働契約へ置き換えられるといった常用代替や、事業上の若年定期雇用につながるおそれがあるのではないかといった強い懸念が示されるとともに、 「有期労働契約の上限の延長に伴い、持家の賃金が強まるため、労働者に退職の自由を認めらるべきではない」との強い懸念が示されたところである。 このため、審議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 この規定を追加する旨の修正がなされたものであり、こうした経緯にかんがみ暫定措置が規定されたことをもって有期労働契約を更に延長することは不適切であり、御要望にお応えすることは困難である。 一方、有期労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験を有する労働者を対象としていることや、雇入れ及び労働契約の締結において「短期1年」の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、雇入れの労働条件を定めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、労働政策審議会の御意見を聞き、これらの趣旨に沿った適切な範囲を定めたところである。	C	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持向上させるために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、主要理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業側の雇い方の選択権を狭めており、雇用機会、就労機会を損なっている」との指摘に対応するものと考え、 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則1年(一定の場合は1年)までの延長としたことであるが、当該改正に対しては、国会における改正法案の審議過程において、雇用労働者が有期労働契約へ置き換えられるといった常用代替や、事業上の若年定期雇用につながるおそれがあるのではないかといった強い懸念が示されるとともに、 「有期労働契約の上限の延長に伴い、持家の賃金が強まるため、労働者に退職の自由を認めらるべきではない」との強い懸念が示されたところである。 このため、審議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 この規定を追加する旨の修正がなされたものであり、こうした経緯にかんがみ暫定措置が規定されたことをもって有期労働契約を更に延長することは不適切であり、御要望にお応えすることは困難である。 一方、有期労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験を有する労働者を対象としていることや、雇入れ及び労働契約の締結において「短期1年」の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、雇入れの労働条件を定めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、労働政策審議会の御意見を聞き、これらの趣旨に沿った適切な範囲を定めたところである。											5111004	社団法人日本自動車工業会		有期労働契約に係る規制の緩和	
091040	研究所等小規模な実験施設における作業環境測定等の免除	有機溶剤中毒予防規則第28条 特定化学物質等障害予防規則第36条	労働安全衛生法施行令別表第6の2第1号から第4号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤業務のうち屋内作業において、6ヶ月以内に1回定期的に作業環境測定を行うことを義務づけている。 労働安全衛生法施行令第1条第7号の作業場において、6ヶ月以内に1回定期的に第一種物質又は第二種物質の空気中の濃度の測定を行うことを義務づけている。	C	有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質等障害予防規則は、有機溶剤又は特定化学物質等による労働者の健康障害防止のため、事業者が課すべき措置の最低基準を定めているものであり、小規模な実験施設という場によって適用除外とすることは適当ではない。 御要望の「局所排気装置の設置により安全性が確保されている」との即指措置であるが、局所排気装置の構造、作業内容等によっては安全性が確保されない場合があるため、定期的に作業環境測定を行い、継続して安全性を確認することが必要であるので、御要望にお応えすることはできない。	小規模な実験施設の局所排気装置の構造、作業内容等について安全性が確保されることを個別に認定した場合に、定期的な作業環境測定等の規定の適用を除外することは考えられないが、検討し回答された。				定期的な作業環境測定により、局所排気装置の構造、作業内容等について安全性を確認していることから、作業環境測定を実施することなく、安全性の確保を個別に認定することはできない。したがって、小規模な実験施設との理由で作業環境測定を適用除外とすることは適当ではない。						2005030	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	研究所は製造所等とは違い、使用量が少量であるため作業環境測定について研究所は適用除外とする	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
091110	地域インストラクターの有償派遣に対する派遣業法の適用除外	労働者派遣法第2条第5号、第5条第1項	労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいう。 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	C		労働者派遣法は、労働力の需給調整を規律するとともに、労働者保護についても規律するものである。 労働者派遣事業の場合、派遣先が労働者を指揮命令することから、本来使用者が負うべき責任を派遣先を負わせることが適当な場合もあり、例えば、安全衛生に関する事項については、原則として派遣先が措置義務を負う。 このため、労働者派遣事業であるものを請負事業として扱うこととする。例えば、事故防止等について、適切な措置を講じることが可能な実質上の派遣先が適切な措置を講じる必要がなくなり、逆に適切な措置を講じることができない場合も多い実質上の派遣元事業主に措置をとる義務が課されるため、事故防止等について実効ある措置が講じられなくなるおそれがある。 このような点も含め、御提案の内容では、本来労働者派遣法により保護されるべき労働者の保護が行われなくなることから、労働者派遣事業であるものを請負により行われる事業として扱うことはできない。 本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることが困難であると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				運営スタッフとなる組合員または賛助会員が、自然体験教室の参加者等からの指揮命令を受けられない形態で行われるものであれば、組合員を派遣労働者とする労働者派遣にはあたらないと考えている。					3093010	企業組合しおざわ農業研究会	塩沢町体験交流観光特区	塩沢町体験交流観光特区
091121	物の製造業務の派遣期間制限の延長(3年超)	労働者派遣法第4条第3項、附則第4項	物の製造の業務の一部については、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。	C D-3		現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造の業務」については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。 製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな(製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。 本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることが困難であると考えている。										3076040	株式会社東証総合研究所	い、しよく、じゅう、ゆう、がく(外国人起業家と地域住民が共生できる特区(エリア)の創生	労働者派遣業務規制時の緩和
091121	物の製造業務の派遣期間制限の延長(3年超)	労働者派遣法第4条第3項、附則第4項	物の製造の業務の一部については、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。	C D-3		現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造の業務」については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。 製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな(製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。 本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることが困難であると考えている。									5077015	任意団体		労働者派遣に関する製造業務への対象の拡大・派遣期間制限の撤廃	
091122	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	労働者派遣法第4条第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年とされることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	C		現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造の業務」については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。 製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな(製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。 本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることが困難であると考えている。									5021002	社団法人日本経済団体連合会		派遣対象業務の拡大と派遣期間制限のさらなる見直し	
091122	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	労働者派遣法第4条第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年とされることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	C		現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造の業務」については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。 製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな(製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。 本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることが困難であると考えている。									5111005	社団法人日本自動車工業会		労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
091123	物の製造業務の派遣期間制限の延長(3年)	労働者派遣法第40条の2第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年とすることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	D-3		<p>現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、「物の製造の業務」については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、「物の製造」の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、「物の製造」の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>製造業において請負事業の利用が広(進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな(製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。</p>									5078006	東京商工会議所		労働者派遣法の改正	
091131	教育訓練給付金制度の対象講座の実施機関の公的機関への拡大	雇用保険法第六十条の二第一項	教育訓練給付制度の講座指定の対象は民間機関が実施する教育訓練のみならず公的機関が実施する教育訓練も指定対象としている。	D-1E		<p>当該制度における教育訓練の指定基準において、講座指定を民間機関が実施する教育訓練に限定する規定はなく、公的機関が実施する教育訓練においても講座指定の実績がある。そのため、現行の指定基準に合致する教育訓練講座であれば対応可能である。()H15.10.1現在公的機関(設置者が国・市区町村である教育訓練施設)が実施する教育訓練給付制度指定講座 54講座(25施設)</p>									1095181	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区(教育訓練給付金制度の対象講座の実施機関の公的機関への拡大)	
091132	教育訓練給付金制度の講座運営実績の免除	雇用保険法第六十条の二第一項	教育訓練給付制度の講座指定に当たっては、基準として「当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあること、及び「目標資格等」に係る受験等の状況及びその結果の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること、を要している。	C		<p>教育訓練給付金制度は、労働者の自発的な職業能力開発等の取組を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図るための制度(雇用保険制度における給付)である。このため、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練としては、当該教育訓練が継続的・安定的に運営されているとともに、その実績を踏まえた教育訓練の十分な効果(目標資格等の受験実績や合格実績等)が存在していることが前提となるものである。運営実績のない教育訓練についても教育訓練給付金の対象とした場合、継続的・安定的に運営されない教育訓練、教育訓練効果が認められない教育訓練に対しても教育訓練給付金の支給を行うこととなるため、当該制度趣旨等を踏まえると、特区に限りその例外を認めることは困難である。</p>									1095182	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区(教育訓練給付金制度の講座運営実績の免除)	
091140	介護雇用助成金の支給要件等の緩和	雇用保険法施行規則第117条第2項	介護人材確保助成金及び介護基礎人材確保助成金は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する改善計画の認定を受けた事業主であって、認定を受けた改善計画に定められた計画期間内に、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴って、新たに労働者を雇い入れた一定の事業主に対して支給するものであり、助成金の趣旨や予算等を考慮して、要件を定めていることである。その要件を要するように緩和することは、適正支給や不正支給防止という観点からも、困難である。	C		<p>介護人材確保助成金及び介護基礎人材確保助成金は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する改善計画の認定を受けた事業主であって、認定を受けた改善計画に定められた計画期間内に、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴って、新たに労働者を雇い入れた一定の事業主に対して支給するものであり、助成金の趣旨や予算等を考慮して、要件を定めていることである。その要件を要するように緩和することは、適正支給や不正支給防止という観点からも、困難である。</p> <p>また、当該要望を実現するには、新たな財源措置が必要であり、財源措置の償還を求めるものであることから、対応不可。</p>									3020120	社会福祉法人救手会、ケイティエンタープライズ株式会社、有限会社かじと、個人	社会福祉施設に特化した住みた(なる町)つり特区構想	介護雇用助成金についての要件の規制緩和措置	
091150	シルバー人材センターの会員対象年齢制限の緩和	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条、地方分権一括法の施行に伴う高齢者雇用安定法の施行に係る事務の取扱いについて(平成12年4月1日職発第238号)第2の1	<p>定年退職者その他の高齢者退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保・提供し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人をシルバー人材センターとして指定し、国及び地方公共団体において当該団体の育成を図っている。</p> <p>なお、定年退職者その他の高齢者退職者とは、本格的な職業生活からの引退過程にある、又は引退後の、おおむね60歳以上の高齢者であり、自営業を営んでいた者や家事に専念していた者も含まれるものである。</p>	E		<p>当該要望事項を公益法人として独自に実施することについては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律は何ら規制を行っておらず、同法にかかわらず実施することができる。</p>									1008010	大口町	おおくち生き生き働こまい特区	シルバー人材センターの会員の対象年齢の緩和	
091160	シルバー人材センターの就業形態の拡充	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第42条	<p>定年退職者その他の高齢者退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保・提供し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人をシルバー人材センターとして指定し、国及び地方公共団体において当該団体の育成を図っている。</p> <p>なお、定年退職者その他の高齢者退職者とは、本格的な職業生活からの引退過程にある、又は引退後の、おおむね60歳以上の高齢者であり、自営業を営んでいた者や家事に専念していた者も含まれるものである。</p>	D-1E		<p>当該要望事項を公益法人として独自に実施することについては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律は何ら規制を行っておらず、同法にかかわらず労働者派遣法に基づき実施することができる。</p>									1008020	大口町	おおくち生き生き働こまい特区	シルバー人材センターの就業形態の緩和	

厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)
091170	障害者雇用における特例子会社の認定基準の緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項 障害者職業紹介業務取扱要領(「身体障害者等職業紹介業務取扱要領(職業安定行政手引」4-4)の改定について、(平成29年9月14日付職発第493号)別添)	原則個々の企業ごとに課している障害者の雇用義務について、複数企業を合わせて障害者雇用率の対象とすることを可能とする特例子会社の認定要件については、障害者数及び障害者雇用割合が一定以上であること等の要件に加えて、「雇用される身体障害者及び知的障害者のうち重度身体障害者及び知的障害者の割合が30%以上であること」という要件を課している。	C				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			障害者の就業が一般的に困難であると考えられた職種が相当の割合を占める業種については、雇用義務の軽減措置である除外率が設定されているところであるが、技術革新等により障害者の職域が拡大していること、当該職種について障害者が就業することができないということなどを想起させ、ノーマライゼーションの理念から見て適切でないことなどから、当該制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとしているものである。このような中、職種に応じて特例子会社の認定基準を弾力的に運用することは、ある職種について障害者が就業することが困難であることを想起させるものであり、ノーマライゼーションの理念に反するものと考えられる。特例子会社制度は、障害者の雇用に特別な配慮をした子会社を設立し、雇用管理上特別な配慮を必要とする場合が多い子会社の雇用について一定の要件を満たした場合に適用される特別措置であることから、当該要件を撤廃することは出来ない。さらに、当該要件を緩和することは、より就職困難性の高い重度障害者等の雇用の促進を図る方策をとることは適当ではない。					1151010	鯖江市	ユニバーサルデザイン推進特区	障害者雇用における特例子会社の認定基準の緩和
091181	ファイナンシャル・プランニング職種の技能検定における学科試験の免除	職業能力開発促進法施行規則第65条の2	ファイナンシャル・プランニング職種の学科試験の免除の基準については、職業能力開発促進法施行規則第65条の第1項及び第2項の規定に基づき、指定試験機関が定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととされており、技能検定制度の公正性を確保する観点から、承認を行う際の基準については、職業能力開発局長が定める試験の免除の基準の案については、以下のいずれかの要件を満たし、広く一般に理解しうるものであること。 (イ) 職業能力開発促進法若しくは他の法令に規定する試験、又はこれらの試験と同等であると社会的に認知されているものに合格していること。 (ロ) 職業能力開発促進法に規定する職業訓練(事業主等が行うものを含む。)を修了した後、約権に行われた修了試験(技能照査等)に合格していること。	D-1		要望内容にある講座の修了者が、職業能力開発局長が定めた(ロ)の要件を満たし、学科試験合格者と同等の知識水準にあることが広く一般に理解しうるものであるならば、指定試験機関(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、金融財政事情研究会)が当該講座の修了者を免除の基準に定め、厚生労働大臣の承認を受けることにより、要望内容を実施することは可能である。									1095040	文京区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	最先端の生涯学習を実現する文京区まるごとキャンパス特区	
091182	業界団体等が開催する講習会等による技能検定における学科試験の免除	職業能力開発促進法施行規則第65条	試験の免除を受けることができる者については、職業能力開発促進法施行規則第65条において規定されており、同規則別表第5に定められた訓練を修了した者は学科試験の免除を受けることができることとされている。当該訓練は、公共職業能力開発施設において実施されるものほか、事業主等によって認定職業訓練として実施されるものもあり、訓練によっては通信制訓練となっているものもある。	D-1		既に、事業主等が実施している一定の訓練の修了者に対して、同規則の規定に基づき学科試験の免除を行っているところである。										5021016.1	社団法人日本経済団体連合会		技能検定における学科試験の免除【新規】(業界団体等が開催する講習会等による技能検定における学科試験の免除)
091183	工業高校生に対する3級技能検定の受検資格の付与	職業能力開発促進法施行規則第64条の4	3級技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法施行規則第64条の4において規定されているが、これを改正し、平成16年4月1日より、検定職種に関する職業高校、職業能力開発施設等で教育・訓練中の全ての者に3級技能検定の受検資格を付与することとしている。	B		平成16年4月1日より、工業高校の1年生、2年生にも3級技能検定の受検資格を付与することとしている。										5021016.2	社団法人日本経済団体連合会		技能検定における学科試験の免除【新規】(工業高校生に対する3級技能検定の受検資格の付与)